

漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査

福井県地域検討会報告書(案)

第 章 福井県坂井市地域における

今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について

< 第 章及び第 章のまとめ >

海岸の特性：坂井市三国町梶地先海岸～米ヶ脇地先海岸は福井県の北部に位置し、日本海側に突き出た地形になっており、ゴミが漂着しやすい場所となっている。沖合を対馬暖流が南から北に向かって流れ、冬季には大陸方面からの北西の季節風が強い場所である。海岸線はそそり立った断崖と磯浜によって構成されている。対象地域のすぐ南側には九頭竜川(一級河川)の河口が位置している。

漂着ゴミで生じている問題：坂井市梶地先海岸等は名勝・東尋坊を中心とした観光名所であり、漂着ゴミによる景観の悪化、観光への影響が懸念されている。特に景観の悪化は地元自治会にとって生活環境保全上の支障となっている。また、大きな流木や漂流しているロープなどによる船舶の安全航行への支障が懸念されている。

漂着ゴミの量：年間漂着量は、可燃ゴミ・不燃ゴミ等が約 21t、流木が約 8.5t と推定された。これまでの自治会等による清掃活動の実績及び海岸の状態を踏まえると、年 1～2 回の清掃で漂着ゴミはなんとか回収可能であり、それにより漂着ゴミが蓄積することはなく、海岸の清潔は保たれると考えられる。従って、今後も自治会等による回収、坂井市による運搬・処分の枠組みを維持していくことが重要である。

漂着ゴミの質：流木・灌木が 31%、木材が 23%、プラスチック類が 37%と多く占めていた。人力で回収できる約 21t の漂着ゴミのうち、約 95%は清掃センターで処分可能である。残り約 5%は処理困難物として処分する必要がある。

漂着ゴミの回収・処理方法：坂井市梶地先海岸等は幅の狭い磯浜が多く、重機等を利用した回収は難しい。また、様々な大きさ・質のゴミが漂着しているため、その適正な処理には清掃センターで受け入れ可能な品目に分別して処理する必要がある。これらのことから、回収は人力で行うことが適当であり、それが最も効率的である。従って、今後の回収についても、いかに多数の回収要員を集めることができるかが鍵となる。現状の自治会・漁業協同組合等を通じた地元住民の動員方法は、海岸の近隣から大人数を一度に集めることができる効果的な方法であり、今後も同様の取組を進めていくことが重要である。また、急峻な海岸からのゴミの搬出には船舶の利用が効率的であり、今後も漁業協同組合の協力が不可欠である。

効果的な回収時期：坂井市梶地先海岸等には、冬季の北西の季節風によって多くのゴミが漂着するため、3 月下旬頃に一年間で最も多くの漂着ゴミが海岸に存在する。よって、従来の自治会主催の清掃活動と同様に 3 月下旬以降に回収することが適当である。また、春先はアシや草が枯れており、植生内のゴミも容易に回収できるため、効果的に清掃を行うことが出来る。一方、船舶を用いたゴミの搬出には、天候が安定し、船舶が安全に利用できる 6 月頃が適している。

漂着メカニズムおよび発生抑制：回収されたペットボトルの製造国を見ると、春～夏にかけては国内由来:海外由来がおよそ 5:1 となっており、それが秋～冬にかけてはおよそ 1:1 に変化していた。秋～冬は、日本及び韓国・中国等の河川や海岸から日本海に流入したゴミが北西の季節風によって海岸に吹き寄せられていると推測された。日本製のペットボトルが大半を占める春～夏については、日本の近傍河川や海岸から日本海に流入したゴミが漂着しているのではないかと推測

された。

また、調査範囲に漂着したライターの消費地を推定した結果から、その多くが九頭竜川流域から日本海に流入している傾向が示された。また、ライターの漂流シミュレーションの結果からは福井県に漂着するライターの約7割が福井県から流出していることが示唆された。

これらのことから、調査範囲に漂着するゴミの多くは福井県内で発生し、河川を通じて日本海に流出し、坂井市に漂着していることが推測された。そのため、漂着ゴミの発生抑制対策としては海外からのゴミに加え、県内から発生するゴミを抑制することが課題と考えられる。

目 次

第 章 福井県坂井市地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について	
1. 福井県坂井市地域における漂流・漂着ゴミに関する取組の現状と課題	1
1.1 漂流・漂着ゴミの実態調査及び清掃活動に関する取組	1
1.1.1 国の取組	1
1.1.2 福井県の取組	2
1.1.3 坂井市の取組	8
1.2 地域の海岸清掃活動に関する現状と課題	8
1.3 漂流・漂着ゴミの発生抑制に関する取組	11
1.3.1 国の取組	11
1.3.2 福井県の取組	12
1.3.3 坂井市の取組	12
1.3.4 地域の取組	16
2. 福井県坂井市地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性	18
2.1 相互協力が可能な体制作りについて	18
2.1.1 関係省庁会議とりまとめにおける体制作りの方向性	18
2.1.2 福井県坂井市地域における相互協力が可能な体制作りの方向性	19
2.2 海岸清掃の体制のあり方の方向性	28
2.3 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策のあり方の方向性	31
2.3.1 国内由来の漂流・漂着ゴミに関する取組	31
2.3.2 海外由来の漂流・漂着ゴミに関する取組	36
3. 漂流・漂着ゴミ対策の実現に向けて	37

第 章 福井県坂井市地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について

1. 福井県坂井市地域における漂流・漂着ゴミに関する取組の現状と課題

1.1 漂流・漂着ゴミの実態調査及び清掃活動に関する取組

1.1.1 国の取組

国は、「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」(平成19年3月)を踏まえ、状況の把握、国際的な対応も含めた発生源対策、被害が著しい地域への対策を進めている。

(1) 状況の把握

気象庁は、北西太平洋海域及び日本周辺海域の観測定線において海上漂流物目視観測を実施している。また、海上保安庁は、一般市民を対象とした海洋環境保全のための啓発活動の一環として、漂着ゴミ分類調査を実施している。環境省は、漂流・漂着ゴミについて、国内外の既存の予測手法等をもとに、既存予測モデルの範囲を拡大し、東シナ海等への適用を可能とするような予測手法の検討を行った。

なお、漂流・漂着ゴミについては、これまでも国及び各種団体が、実測及びアンケート調査等を実施し、医療系廃棄物も含め、その状況の把握に努めてきたところであるが、これら状況は、国内外での対策の進展等により年々変化することから、今後も、常に知見を収集することとしている。

(2) 被害が著しい地域への対策

a. 地方公共団体等の対策に対する実効性の高い財政支援等

国土交通省及び農林水産省は、洪水、台風及び外国からの漂流等による大規模な漂着ゴミが海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、これを緊急的に処理することを目的として、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」を拡充している。平成19年度には、本事業で処理できる対象を大規模な「流木等」に限らず「漂着ゴミ」にも拡充するとともに、補助対象となる処理量を現行の「漂着量70%」から「漂着量全量(100%)」に拡充した。また、平成20年度には、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、事業の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充した。なお、本事業の採択基準は、海岸保全区域内に漂着したもの、堤防・突堤・護岸・胸壁・離岸堤・砂浜等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1キロメートル以内の区域に漂着したもの、漂着量が1,000立方メートル以上のもの、3つの要件全てを満たすことである。

環境省は、平成19年度に災害廃棄物処理事業費補助金(漂着ゴミ処理事業分)を拡充し、災害に起因しないが、海岸への大量の廃棄物の漂着について、その処理を市町村が行う場合、当該処理事業費を補助対象とした。補助の規模要件は150立方メートル以上であり、海岸保全区域外における事業について補助を行うこととしている。また、市町村が海岸漂着物を含めた廃棄物の処理を行うため必要な廃棄物処理施設を整備する場合に、循環型社会形成推進交付金により支援を行っている。

内閣府は、同じく循環型社会形成推進交付金により、離島地域を含む沖縄における廃棄物処理施設等の整備に係る支援を行っている。

水産庁は、市民参加による森・川・海を通じた漁場環境保全事業において、民間団体を通じて、漁業者・市民団体等が行うゴミの除去作業に必要な清掃資材等を提供するなど、海浜の美化活動を支援している。

総務省は、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、

「頑張る地方応援プログラム」により地方交付税等の支援措置を講じている。地方公共団体は、頑張る地方応援プログラムのプロジェクトとして環境保全プロジェクト（漂流・漂着ゴミに関する活動等）に取り組むことで、その取組経費について支援を受けることができる。

b. 調査

環境省は、平成19年度より、「漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査」を開始し、漂流・漂着ゴミ問題について、海岸やゴミの状況に適した削減方策を検討するため、モデル地域を選定した上で、漂着ゴミの状況の把握を行うとともに、発生源対策や効率的・効果的な処理・清掃方法を検討している。また、NGO等との関係者間の連携の推進及び海岸清掃、普及啓発等の効果的な方策についても検討している。また、医療廃棄物や廃ポリタンクの漂着が認められた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体等と連携して漂着状況の把握に努めている。

国土交通省は、海岸における漂着ゴミには、使用済みの注射器や危険性の高い薬品ビンなどの医療系廃棄物を始め、ガスボンベ、信号筒など爆発や破裂の恐れのあるものなど危険物が含まれている事例が各地で見られていることから、海岸を常に安全に利用できるように適切に管理するための対応方針の策定を進めている。

海上保安庁は、同一の排出源からのものと思われる大量の漂着物が認められた場合に、関係地方公共団体等と連携して、事件・事故の両面から、漂着状況を含む、排出源、排出原因の特定のための調査を実施している。

c. 技術開発

環境省は、廃棄物処理等科学研究費補助金（競争的資金）を活用し、重点枠として漂着ゴミの処理に係る技術を公募し、塩分を含む漂着ゴミの焼却技術の開発等を行っている。

1.1.2 福井県の取組

(1) 県民への情報提供

沿岸市町全域にまたがる漂着や船舶の安全航行に支障の恐れがある漂着があった場合等には、海岸を管理する関係部局や環境部局で連絡会議を開催し、漂着状況の把握や対応について協議し、県民への情報提供を行うとともに市町との連携を図っている。

海岸パトロール

海岸保全施設や海岸占用等の管理のため、月1回のパトロールを実施。台風等による大量の漂着物が流れついた場合は、随時。

連絡会議開催状況(H19)

漂着木材対策連絡会議（H19.12.20：年末年始のパトロール体制）

漂着ポリ容器等対策連絡会議（H20.2.8：内容物の検査体制）

ごみダイエット推進事業(H20)

河川・海岸漂着ゴミ問題の広報の一環として「3R推進メッセージ」（絵手紙、標語）の募集(2008/6/23 - 9/8)を行う中で、海岸クリーンアップの写真を用い、「ポイ捨てをしない」ことを課題の一つとして提示した。3R推進大会(2008/10/19)で優秀作の表彰・展示を行うのに併せ、県内海岸の漂着ごみの概況をパネル等で紹介した。

(2) クリーンアップふくい大作戦

福井県では、平成4年度から「クリーンアップふくい大作戦」として県下一斉の美化活動を行っている。表 1.1-1 に同活動の実施要領を示す。また、図 1.1-1 に平成20年度の案内ちらしを示す。

表 1.1-1 クリーンアップふくい大作戦の実施要領(平成20年度)

<p>1 趣 旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井の豊かで美しい自然環境を守るため、平成4年度から、行政・県民が一体となって県下一斉に環境美化活動を行う「クリーンアップふくい大作戦」を実施 ・平成17年度から、県内全域にまたがる環境美化活動の強化週間を季節ごとに設け、市町は自治会などと一体となって、清掃や花の植栽など地域ぐるみの美化活動を年4回実施 ・平成20年度は、21年に本県において開催される第60回全国植樹祭に向けた県民運動「花と緑にあふれるふるさとをつくろう」と連携して実施 																				
<p>2 実施内容</p> <p>(1) 統一行動期間：平成20年 6月 1日(日)～ 8日(日)：環境月間中 平成20年 9月 7日(日)～14日(日)：ボランティア月間中 平成20年12月 7日(日)～14日(日)：不法投棄等防止啓発強調月間中 平成21年 3月15日(日)～22日(日)：雪どけ後</p> <p>(2) キャッチフレーズ：「生かそう 小さな汗 私たちの環境に」</p> <p>(3) 主 唱：福井県、各市町、環境ふくい推進協議会、(社)あすの福井県を創る協会、「小さな親切」運動福井県本部、市町民運動推進協議会、青少年育成福井県民会議</p> <p>(4) 対象地域：県内全域</p> <p>(5) 県の活動 各種団体、企業、地域住民の幅広い参加と協力を呼びかけ 県民、団体等が行う美化活動等に対し、各種支援</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>所管課</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然公園クリーンデー事業</td> <td>自然保護課</td> <td>自然公園内の美化活動等の支援</td> </tr> <tr> <td>地域をつなぐ河川環境づくり推進事業</td> <td>河川課</td> <td>河川の清掃、草刈り等、活動団体への支援</td> </tr> <tr> <td>海面環境保全事業</td> <td>水産課</td> <td>漁港地区のごみの回収や沿岸、内湾域の海面浮遊ごみの回収</td> </tr> <tr> <td>敦賀港および福井港親水空間環境美化推進事業</td> <td>港湾空港課</td> <td>敦賀港、福井港およびその周辺(港湾道路等)の清掃</td> </tr> <tr> <td>クリーンアップふくい推進事業</td> <td>環境政策課</td> <td>広報、啓発活動</td> </tr> </tbody> </table>			事業名	所管課	内 容	自然公園クリーンデー事業	自然保護課	自然公園内の美化活動等の支援	地域をつなぐ河川環境づくり推進事業	河川課	河川の清掃、草刈り等、活動団体への支援	海面環境保全事業	水産課	漁港地区のごみの回収や沿岸、内湾域の海面浮遊ごみの回収	敦賀港および福井港親水空間環境美化推進事業	港湾空港課	敦賀港、福井港およびその周辺(港湾道路等)の清掃	クリーンアップふくい推進事業	環境政策課	広報、啓発活動
事業名	所管課	内 容																		
自然公園クリーンデー事業	自然保護課	自然公園内の美化活動等の支援																		
地域をつなぐ河川環境づくり推進事業	河川課	河川の清掃、草刈り等、活動団体への支援																		
海面環境保全事業	水産課	漁港地区のごみの回収や沿岸、内湾域の海面浮遊ごみの回収																		
敦賀港および福井港親水空間環境美化推進事業	港湾空港課	敦賀港、福井港およびその周辺(港湾道路等)の清掃																		
クリーンアップふくい推進事業	環境政策課	広報、啓発活動																		
<p>(6) 市町の活動 拠点地区での美化活動 ・市町独自に拠点地区(道路、河川、海岸、公園等)を設定し、周辺住民や民間団体の協力を得て、清掃、除草、花の植え付けなどの美化活動を実施 一般地区での美化活動 ・拠点地区以外においても、各自治会(町内会)が中心となって居住地周辺の美化活動を実施</p> <p>(7) 各種団体の活動 市町の拠点地区または団体独自の活動拠点において美化活動を実施</p> <p>(8) 各企業の活動 統一行動期間を中心として、工場・事業者周辺等の美化活動を実施</p>																				
<p>3 地域の自主的取組み促進</p>																				

- ・県および市町は、環境美化関連のチラシ、ポスター等により、地域の自主的な美化活動の取組みを呼びかけ
- ・市町や県公民館連合会を通じ、自治会や公民館に植栽等花いっぱい運動の実施を呼びかけ

4 報告等

- (1) 市町等は、統一行動期間または月間を中心とした美化活動の実施計画を作成し、その結果を県に報告
- (2) 県は、統一行動期間ごとに市町等から報告のあった美化活動の実施結果を集計、公表



クリーンアップふくい大作戦

生かそう、小さな汗 私たちの環境に

統一行動期間

H19.6.3(日)クリーンアップふくい大作戦のようす
「越前町長須浜海水浴場」

平成20年

- 6月1日(日)～8日(日) 環境月間中
- 9月7日(日)～14日(日) ボランティア月間中
- 12月7日(日)～14日(日) 不法投棄等防止啓発強調月間中

平成21年

- 3月15日(日)～22日(日) 雪どけ後

家の周りの道路、河原等での空き缶拾い、清掃、除草、花の植え付けなどの環境美化活動を行い、みんなの手でより美しい福井県にしましょう。

福井県・市町・環境ふくい推進協議会
(社)あすの福井県を創る協会・「小さな親切」運動福井県本部
市町民運動推進協議会・青少年育成福井県民会議

LOVE-アースふくい
環境美化推進協議会
環境美化推進協議会

第60回全国植樹祭
2009ふくい

R100

図 1.1-1 クリーンアップふくい大作戦の案内

(3) 漁港区域内海岸の清掃

クリーンアップ大作戦にあわせ、漁港区域および漁港区域内の海岸（県内 45 漁港、延長約 109km）について（図 1.1-2）、海底・海面の清掃、漂着物等の回収を、福井県漁業協同組合連合会に委託し実施している。

事業名 海面環境保全事業（委託費）

委託先 福井県漁業協同組合連合会

対象経費 清掃に必要な船の借上げ費、海底清掃の人件費、漂着ごみの運搬・処理費、清掃活動に必要な用具費等（清掃活動はボランティア）

予算額 9,500千円（H20）

実績（H19）： 廃棄物処理量：57トン

ボランティア参加数：4,425人

実施時期：6月、9月、11月、12月

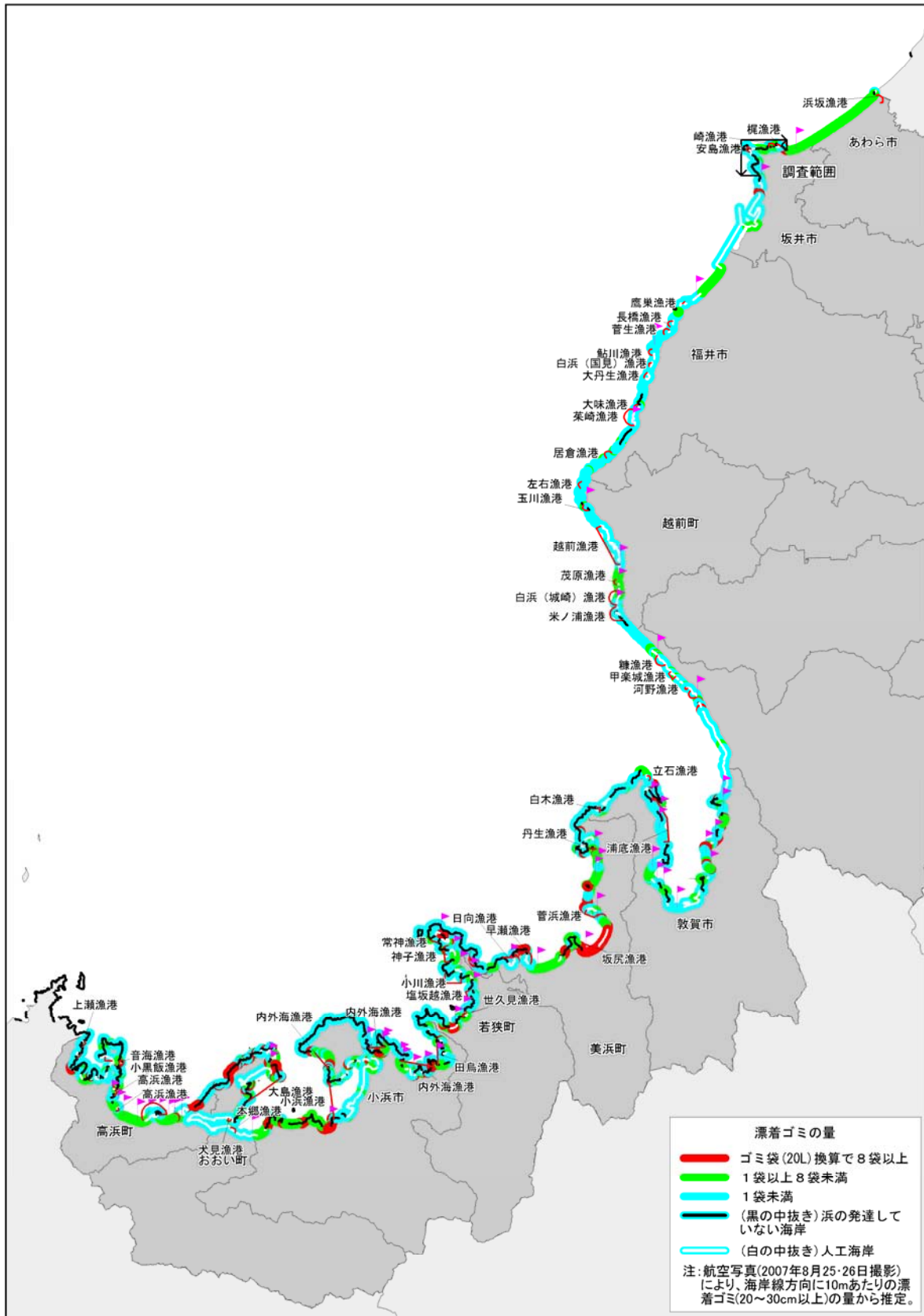


図 1.1-2 海面環境保全事業における対象漁港

(赤色の旗印は海水浴場の位置を示す。)

(4) 市町への支援

市町が、重機による収集や運搬を伴う漂着ごみの処理を実施する場合、県は補助制度を設けている。また、この補助制度では対応できない大規模な漂着があった場合には、新たな事業を創設することなどにより支援している。

a. 河川の増水、台風等による漂着

事業名 漂着廃棄物適正処理支援事業（補助金）

対象事業 沿岸市町（一部事務組合を含む）が行う、自然現象（河川の増水、台風、風浪等）により一般公共海岸に漂着した100m³以上の廃棄物の処理。ただし、国庫補助事業に採択された事業を除く。

対象経費 ・収集、運搬に伴う経費

漂着ごみの処理に特に必要と認められる経費ただし、その経費が300千円未満のものを除く。

補助率 補助対象経費の1/2以内

予算額 1,610千円（H20）

実績 毎年2市町程度を支援（H14～18、H19なし）

b. 台風による大規模漂着

平成16年10月、台風23号により葦類等が大量に漂着したが、市町や地域住民・ボランティア等による撤去の範囲を超える大規模な量であったこと、海岸の適正な利用が阻害されていたことから、市町が行う処理事業を支援した。

漂着時期	漂着量	漂着市町	漂着原因	備考
16年10月	勢浜海岸 3,000m ³ 高浜海岸 3,500m ³	小浜市 高浜町	台風23号	

事業名 勢浜・高浜海岸漂着物処理事業（委託費）

委託先 小浜市、高浜町

対象経費 収集、運搬に伴う経費（処理経費は市町負担）

委託額 総事業費の1/2以内の額

予算額 4,500千円

c. 貨物船の荷崩れによる木材漂着

平成17年1月、貨物船の荷崩れと思われる大量の木材が漂着したが、所有者が判明しなかったことから、新たに事業を創設した。

漂着時期	漂着量	漂着市町村	漂着原因	備考
17年1月	約2,500本	10市町村	不明 （貨物船の荷崩れと思われるが原因者不明）	

事業名 2005年漂着木材適正処理支援事業（補助金）

事業主体 漂着市町村

対象経費 回収、運搬、処理に伴う経費

補助率	補助対象経費の1/2以内
予算額	6,000千円(H16)、3,325千円(H17)

1.1.3 坂井市の取組

坂井市では「観光地美化清掃委託事業」として海岸に面する自治会、観光協会等に対し、公園・駐車場をはじめ、海岸線の美化清掃及び草刈り等の清掃を委託している(平成20年度の実績は124万円)。この委託を受けて自治会等では、年数回の清掃活動を実施している。活動実態についての聞き取り調査によれば、清掃の中心は公園・駐車場をはじめとする清掃及び草刈りであり、海岸線の美化清掃までを行う予算的な余裕はないとのことである。

1.2 地域の海岸清掃活動に関する現状と課題

本調査を通じて明らかとなった福井県坂井市三国町における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題を表1.2-1に示す。三国町においては自治会・雄島漁業協同組合を中心に漂着ゴミの回収が継続的に行われており、その努力によって海岸の清潔が維持されている。しかし、急峻な地形のため回収したゴミの搬出が容易ではないこと、ゴミ袋や清掃活動における保険料などは自治会の負担となっていることが課題となっている。

漂着ゴミのうち、可燃ゴミ・空き缶・空き瓶については福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターが受け入れ先となっており、坂井市が処理費を負担している。一方、タイヤ・ドラム缶・ガスボンベ等の処理困難物は、廃棄物処理業者に委託をして処理せざるを得ず、その収集・運搬費及び処分費が坂井市の負担となっている。自治会による清掃活動の一例として、安島自治会における活動のあらまし及び準備等について表1.2-2に整理した。梶自治会、崎自治会、米ヶ脇自治会においても同様の手法により年1回(4月頃)の海岸清掃活動が行われている。

上述の現状・課題に対する要望等について、調査範囲に含まれる4つの自治会(梶、崎、安島、米ヶ脇)に聞き取り調査を行った。その結果を表1.2-3に示す。聞き取り調査より、自治会をはじめとする地元住民にとって、漂着ゴミは主に景観の悪化を引き起こすことで生活環境保全上の支障となっていることがわかる。また、長年、漂着ゴミの回収活動を継続し、その成果として海岸の清潔が保たれているにも関わらず、行政からは認知されることもなく、また支援も十分ではない、という状態を改善して欲しいという要望が強い。一般に、ボランティアによる活動の継続には、その活動が社会的に望まれているものであり、社会的利益につながっていると認識されることなど、社会的な評価が大きな原動力となっているといわれている。自治会による海岸の清掃活動に対しても、まさにこのような社会的な評価がまずは必要であると考えられる。

表 1.2-1 福井県坂井市地域における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題

回 収	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会・雄島漁業協同組合を中心に、春～秋にかけて年数回の清掃活動を実施している(午前中2時間程度)。 ・ 東尋坊観光協会では東尋坊を中心に1週間に1回程度の清掃を実施している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奥行きが狭い磯浜が多く、回収に重機等は利用できず、人手に頼らざるを得ない。 ・ 断崖などの急峻な地形のため、浜から道路まで回収したゴミを搬出することに多大な労力がかかる。そのためやむを得ず浜焼きされている場合もある。 ・ 流木などの重量物の搬出も困難である。 ・ 回収に用いるゴミ袋や保険料は自治会の負担となっている。
収集・運搬	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活ゴミの集積場所に収集すれば、坂井市の生活ゴミと共に回収される。 ・ ゴミの量が多い場合には坂井市が特別収集をする場合もある。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別収集及びタイヤ・ドラム缶・ガスボンベ等の処理困難物の収集・運搬費用が坂井市の負担となっている。
処 分	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可燃ゴミ、空き缶、空き瓶などは福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター(以下、清掃センターと記す)で処分可能である。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃センターでの処分については、生活ゴミと同様に、坂井市の負担となっている。 ・ タイヤ・ドラム缶・ガスボンベ等の処理困難物について、その処分費も坂井市の負担となっている。

表 1.2-2 安島自治会における海岸清掃活動の概要

(a)清掃活動のあらまし

- ・ 安島自治会は約 360 世帯から構成され、11 班として組織されている。各班の班長が自治会の委員となっている。
- ・ 昭和 50 年代から自治会の活動として、総人足(各世帯から一人の参加)による年 2 回(4・9 月)の海岸清掃活動を実施している。清掃対象の海岸線長は約 750m である。
- ・ 海岸の他に道路の清掃(6・8・11 月)、草刈り(7 月)も実施している。
- ・ 4 月に海岸清掃を実施する理由は、例年 4 月 20 日に実施される雄島祭の前に地区を清掃するためである。また 5 月はわかめ漁のため人員の確保が難しいこともその理由の一つである。

(b)清掃活動の準備

- ・ 自治会の委員会において、毎年 12 月に次年度の清掃計画(実施月の決定)を策定する。
- ・ 清掃実施月の第一金曜日開催される委員会において、清掃実施日を決定する。また、漂着ゴミ量を勘案して、各班の清掃範囲を決める。
- ・ 各戸に日程、清掃範囲を回覧する。清掃への参加・不参加は班長に連絡する。
- ・ 清掃は 6:30 から 2 時間程度行う。約 300 人が毎回、参加している。早朝に行く理由は、東尋坊における観光業に従事する方への配慮という側面もある。雨天の場合には順延し、中止はしない。
- ・ 自治会活動保険(年契約)に加入し、清掃活動時のケガ等に備えている。
- ・ ゴミ袋等、清掃にかかる費用は自治会費から支出している。

(c)清掃活動におけるゴミの分別、搬出等について

- ・ ゴミの分類は坂井市のゴミの分類に従っている。人力では搬出できないような大きな流木等を除いて、ほぼ全ての漂着ゴミを回収する。
- ・ 清掃活動に参加される方の年齢は 50～70 歳代が多く、男性より女性が多い。
- ・ 漂着ゴミの回収は班長の指示のもとで行う。住民が清掃活動に慣れているため、回収・分別・搬出は非常にスムーズである。ただし、ケガへの注意喚起のため、作業前に無理な回収はしないように呼びかけている。
- ・ 回収に必要な機材(軽トラック、小型船舶、チェーンソー等)は必要に応じて近隣の所有者から提供して頂いている。
- ・ 回収したゴミは、坂井市に合併する前の旧三国町では清掃日に回収車で引き取って頂いたが、坂井市になってからは生活ゴミのルートに乗せるように指導されている。生活ゴミのルートに乗せるためには「ゴミステーション」まで運搬する必要があり、それが新たな負担となっている。
- ・ 急峻な海岸地形のため、ゴミを道路まで搬出することが困難な浜もある。荒天でゴミの搬出に船舶が利用できない場合には野焼きを行うこともある。

表 1.2-3 4自治会(梶、崎、安島、米ヶ脇)に対する聞き取り調査結果

(a)自治会にとって漂着ゴミによって生じている問題

- 景観・観光への影響。特に景観の悪化は自治会として放置することができない、生活環境保全上の大きな支障となっている。
- 大きな流木や漂流しているローブなどによる船舶の安全航行への支障

(b)今後の対策

- 自治会でのゴミの回収の苦勞が行政に伝わっており、また評価されていることが、自治会や地元住民にわかるようにして欲しい。
- 自治会へ何らかの支援を頂くことで、住民を動員してゴミの回収を行うことの動機付けとなる。特に区民総出による清掃活動に対する人件費の支援をお願いしたい。このまま海岸線を有する自治会や市町村だけに回収・処分の負担がかかるのであれば、現状の回収体制は続かない。
- 坂井市からは自治会へ「観光地美化清掃事業」という清掃委託費が支払われている。この委託費は観光道路や海岸線の清掃美化のための予算であるが、実際には道路の草刈が主で海岸線の美化までは予算が回らない。委託費の増額をお願いしたい。
- 坂井市には清掃日に合わせた漂着ゴミの回収をお願いしたい。生活ゴミと分けて回収することで、漂着ゴミ量の把握も可能である。
- 県から地元住民への支援は今のところないので、何らかの施策を示して欲しい。
- 福良の浜のような急峻な地形におけるゴミの搬出は住民を動員しても困難である。例えば軽トラックが浜まで降りられるような道路の整備など、何らかの対策をお願いしたい。

(c)発生抑制について

- 流域の人に漂着ゴミの回収にお金・時間・手間がかかっていることをわかって欲しいので、流域に対する啓発活動を行って欲しい。
- 流域での対策としては、河川の一斉清掃や街中の溝受けの清掃が有効ではないか。

1.3 漂流・漂着ゴミの発生抑制に関する取組

1.3.1 国の取組

(1) 国際的な対応も含めた発生源対策

a. 国内での発生抑制の取組（漂流ゴミの回収対策を含む）

河川等に捨てられたゴミが、海域に流出することで漂流・漂着ゴミ問題の一因となっていることから、国土交通省では、従来から、河川敷等において、市民と連携した清掃活動、不法投棄の防止に向けた普及啓発活動を行っている。また、河川管理者による日常的な監視による不法投棄の抑止・早期発見、河川の維持管理の中での治水上の支障となるゴミ回収の徹底、市民と連携した清掃活動の実施、回収活動状況のマップ作成等を通じた啓発普及に取り組んでいる。

港湾において、国土交通省では航行船舶の輻輳する海域において船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海等（港湾区域、漁港区域を除く）において、海面に浮遊するゴミや油の回収を行っている。また、海洋短波レーダによって観測された流況を活用し、ゴミや油の集まる位置を予測する技術等の研究開発を推進している。

水産庁は、漂流・漂着物の発生源対策として、漁業系資材の漁網、発泡スチロール製のフロート及びプラスチック製品について、モデル地域を選定し、その処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発・推進を図るとともに、被害拡大防止のため漁業活動中に回収された漂流物の処理費用に対する広域的な取り組みへの支援を行っている。また、漁場環境の悪化により、効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境を改善することを目的として、堆積物の除去等を行っている。

国内において容器包装廃棄物の排出抑制を促進することは、漂流・漂着ゴミに対する対策としても有効であると考えられる。このため、経済産業省は、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、改正容器包装リサイクル法の施行に必要な調査等を行い、同法の適切な実施を進めている。

b. 国際的な取組

環境省は、日中韓3カ国環境大臣会合等の政策対話や、日本、中国、韓国、ロシアによる海洋環境保全のための枠組みである「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」の海洋ゴミプロジェクトを通じ、関係各国に対し、様々な種類の漂流・漂着ゴミに対する協力を含め、引き続き協働して取り組むよう働きかけている。

外務省は、NOWPAP 海洋ゴミプロジェクトの一環として推進する周辺国と連携した清掃・人材育成キャンペーンを、我が国の主導により継続的に実施し、各国における地方公共団体・NGOをも巻き込んだ市民レベルの意識向上を図っている。

(2) 国土交通省中部地方整備局の取組

国土交通省では「平成19年度森と湖に親しむ旬間」行事の一環として「九頭竜川“水・交流サミット”」を開催した。このなかで九頭竜川を軸に、流域の連携・協働の促進や河川整備のあり方などについて、同川沿川の5市1町の首長による意見交換等を行い、今後、関係機関が協力して広域連携を進めて行くことが確認された。

1.3.2 福井県の取組

河川・海岸漂着ごみ問題の広報の一環として「3R推進メッセージ」(絵手紙、標語)の募集を行う中で、「ポイ捨てをしない」ことを課題として提示し、3R推進大会(2008/10/19)で優秀作の表彰・展示を行うのに併せ、県内海岸の漂着ごみの概況をパネル等で紹介した。

今後、県内海岸でのクリーンアップ活動の状況などについて、ホームページ等で情報提供を行う予定である。また、海浜自然センターで漂着物を展示し、ビーチコーミング等の自然体験メニューを提供することなどにより、海洋生物の環境保全の視点から県民への周知を図っている(<http://www.fcnc.jp/go/beachcomb/beachcomb.html>)。

1.3.3 坂井市の取組

坂井市に合併前の旧三国町において、町環境審議会による沿岸状況視察をはじめ、河川からの流出ゴミの現状把握のため、町と環境基本計画推進団体が九頭竜川を船舶で遡り、河岸や水草の中に入り込んでいるゴミの実態調査を実施した。これらの調査結果をもとに、「みくにの海からSOS~なくそう不法投棄!水辺の郷から第一歩」(平成16年10月23日開催、表1.3-1、表1.3-2)と題した三国町環境フォーラムの開催や海上保安署と共催した展示イベント「ほやって!海も川も汚れとっ展」(平成16年11月27~28日開催、表1.3-3)で広く住民や事業者に対する周知と啓発活動を行ってきた。

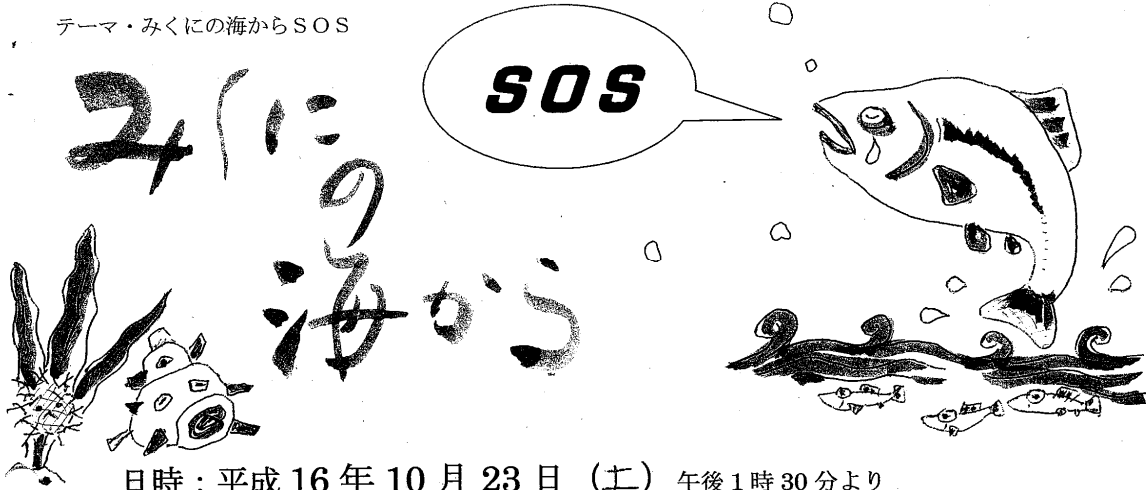
また、近隣自治体に対し情報の提供をするとともに、対策の連携等について協力要請を行ってきた

表 1.3-1 三国町環境フォーラム 2004 の開催要綱

三国町環境フォーラム 2004 開催要綱	
開催日時：	平成 16 年 10 月 23 日（土） 13:00～16:30 開会 13:30
場 所：	みくに文化未来館 多目的ホール
主 催：	「エコネイチャー・彩みくに」・「三国町」
目 的：	河川等から流出したさまざまなごみが、三国の海岸線をはじめとして広く沿岸域に漂着、散乱して景観を損ねているほか、海洋汚染の一因ともなっている現状をより多くの方々に知ってもらうため、河川の最河口部に位置し日本海に面している三国町から上流地域に向け情報を発信することで、ともに行動し、より良い環境を保全していくことを目的として開催する。
テ ー マ：	みくにの海から SOS
内 容	
○ 活動及び基調報告・・エコネイチャー・彩みくに	・平成 14 年 12 月に発足以来、町環境基本計画を民間レベルで推進するためさまざまな取組を進めてきた「エコネイチャー・彩みくに」の 1 年半にわたる活動の記録とそこから見えてきたもののなかから問題提起し、パネルディスカッションへとつなげる。
○ 作文発表・・三国中学校生徒	坂本 祐望さん 松山 耕平さん
○ ミニコンサート・・玉谷 七重さん・	あらいそ合唱団・ジュニアあらいそ合唱団共演 ・おとなと子供の混声合唱によるふるさとの郷愁を誘うなつかしい曲で、ほっとする時間を設ける。
○ パネルディスカッション	・テーマ：「なくそう不法投棄！水辺の郷から第一歩」 ・コーディネーター：阪本 周一（エコネイチャー・彩みくに会長） ・パネリスト：赤土美代子さん（主婦） 鹿倉 幸子さん（米ヶ協漁業組合） 鈴木 隆史さん（越前松島水族館館長） 山本 保さん（三国海上保安署署長） ・海や川に深く関わる人や地域に暮す方々をパネラーに迎え、それぞれの立場から意見を発表し、ごみの不法投棄による環境への影響を訴え解決策を探る。

三国町環境フォーラム 2004

テーマ・みくにの海からSOS



日時：平成16年10月23日（土）午後1時30分より

場所：みくに文化未来館 多目的ホール

参加無料

*活動及び基調報告 エコネイチャー・彩みくに

一年半にわたる活動の記録

*作文発表 三国中学校生徒



*ほっとミニコンサート

玉谷七重さん、あらいそ合唱団・ジュニアあらいそ合唱団の
ふるさとの歌他



*パネルディスカッション

なくそう不法投棄！水辺の郷から第一歩

コーディネーター：阪本周一（エコネイチャー彩みくに会長）

パネラー：赤土美代子さん（主婦）

：鹿倉幸子さん（米ヶ脇漁業組合）

：鈴木隆史さん（越前松島水族館館長）

：山本 保さん（三国海上保安署署長）

*主催：エコネイチャー彩みくに・三国町

*お問い合わせ 三国町生活環境課 ☎82-3111（代表）



表 1.3-3 「ほやって！海も川も汚れとっ展」の実施要領

「ほやって！海も川も汚れとっ展（案）」実施要領	
1	<p>目的</p> <p>環境フォーラムに続き、海・川の汚染状態を町民に理解してもらい、子供たちの環境保全に対する純粋な気持ちのこもった図画などを展示することにより町民の意識の向上を図るとともに、エコネイチャー彩みくに、三国町、三国海上保安署の環境保全活動に対する取組みを紹介する。</p>
2	<p>開催日</p> <p>平成16年11月27日（土）及び28日（日）</p> <p>午前11時00分～午後3時00分まで（図画展示は、閉店まで）</p>
3	<p>開催場所</p> <p>福井県坂井郡三国町三国東</p> <p>みくにショッピングワールド・イーザ</p>
4	<p>共催機関</p> <p>(1) エコネイチャー彩みくに</p> <p>(2) 三国海上保安署</p> <p>(3) 三国町</p>
5	<p>開催内容及び機関</p> <p>(1) 開催セレモニー（三国海上保安署長及びエコネイチャー彩みくに会長挨拶）</p> <p>(2) 「平成16年度第5回未来に残そう青い海」図画入賞者の伝達式及び表彰式（三国海上保安署）</p> <p>(3) 「平成16年度第5回未来に残そう青い海」図画展示会（三国海上保安署）</p> <p>(4) 環境パネル展示会（三国海上保安署及びエコネイチャー彩みくに）</p> <p>(5) 環境保全に関するDVD放映（エコネイチャー彩みくに）</p> <p>(6) 環境クイズ（三国海上保安署）</p> <p>(7) うみまるとの記念撮影会（三国海上保安署）</p>
6	<p>スケジュール</p> <p>27日（土）午前11時00分からの開催セレモニーに始まり、同セレモニー終了後、前記5項目内容を随時終日まで開催する。</p> <p>なお、開催セレモニーは27日（土）のみ実施する。</p>
7	<p>事前準備作業</p> <p>(1) 26日（金）の作業</p> <p>午後7時頃から別添レイアウト<案>（会場で適宜変更）により、次の会場設営を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各セクションの配置場所を確認 ・パネルボードの組み立て及び同設置 ・各種環境パネル展示 ・図画の展示 など <p>(2) 27日（土）の作業</p> <p>午前8時頃から前日に引き続き会場設営実施。</p> <p>（27日の作業進行状況次第で作業開始時間の変更あり）</p>
8	<p>撤収作業</p> <p>開催終了日（28日）の午後3時頃をもって展示作品（図画、環境パネル）を除く、各種内容を終了する。</p> <p>展示作品については、翌日29日午前8時30分頃から各開催機関において、撤収作業にあたる。</p>

1.3.4 地域の取組

九頭竜川流域の九頭竜川水系、足羽川水系、日野川水系では NGO/NPO 等民間団体による清掃活動が盛んに行われている。表 1.3-4 にインターネットを通じて把握できた清掃活動団体の一覧を示す。また、特定非営利活動法人ドラゴンリバー交流会及び社団法人勝山青年会議所がそれぞれ足羽川及び九頭竜川で実施している清掃活動の経過及び実績を表 1.3-5、表 1.3-6 に示す。

表 1.3-4 九頭竜川流域における主な清掃活動団体

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 特定非営利活動法人ドラゴンリバー交流会での取組(九頭川水系九頭川・日野川・足羽川)(表 1.3-5)・ 日野川を清く美しくする会・ 竹田川をきれいにする会・ 荒川を美しくする会・・・九頭川水系荒川〔ドラゴンリバー交流会〕・ 狐川を美しくする会・・・足羽川水系狐川・ 志津川を守る会・・・九頭川水系志津川・日野川・天王川・ 治左川とトミヨを守る会・・・日野川水系浅水川支流治左〔ドラゴンリバー交流会〕・ 浄土寺川のホタルを守る会・・・九頭川水系浄土寺川・ 田島川水害予防組合・・・九頭川水系田島川・ 芳野川を美しくする会・・・九頭川水系芳野川・ 大連寺川を美しくする会・・・九頭川水系・ 天王川美化運動推進協議会・・・日野川水系天王川・ 日野川を愛する会 <p>(http://www.city.echizen.lg.jp/office/130/030/index_5/dantai/dantai_116.jsp)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 勝山青年会議所・・・九頭川水系 |
|---|

表 1.3-5 足羽川清掃の経過及び実績

回数	実施年月日	岸別	区間	参加人員	ゴミ
	平成 7. 9.24	左岸	木田橋～泉橋	51	
	11.12	左岸	泉橋～幸橋	42	
第 1 回	平成 8. 3.31	両岸	板垣橋～新明里橋 4km	320	4t
	4.7		下新橋～下流 600m		
第 2 回	平成 9.3.23	両岸	板垣橋～大瀬橋 5.5km	420	5t
			下新橋～下流 600m		
第 3 回	平成 10.3.22	両岸	板垣橋～大瀬橋 5.5km	370	6t
			下新橋～下流 600m		
第 4 回	平成 11.3.21	両岸	水越橋～大瀬橋	50	
	3.28	両岸	板垣橋～水越橋	300	4t
第 5 回	平成 12.3.18		降雪のため中止		
第 6 回	平成 13.3.18	両岸	板垣橋～大瀬橋 5.5km	620	4t
			下新橋～下流 600m		
第 7 回	平成 14.3.17	両岸	板垣橋～大瀬橋 5.5km	620	2t
			下新橋～下流 600m		
平成 14 年 3 月 28 日 福井県知事より特定非営利活動法人ドラゴンリバー交流会の設立認証を受ける					
第 8 回	平成 15.3.16	左岸 右岸	足羽大橋～大瀬橋 6km 板垣橋～大瀬橋 5.5km	572	2t
第 9 回	平成 16.3.14	両岸	足羽大橋～大瀬橋 6km 下新橋～下流 600m	1,240	2t 車 11 台 4t 車 15 台
第 10 回	平成 16.9.26	両岸	足羽大橋～大瀬橋 6km 下新橋～下流 600m	1,300	2t 車 13 台 4t 車 17 台
第 11 回	平成 17.3.27	両岸	足羽大橋～大瀬橋 6km 下新橋～下流 600m	1,613	4t 車 16 台
第 12 回	平成 18.3.19	両岸	足羽大橋～大瀬橋 6km 下新橋～下流 600m	1,227	4t 車 13 台
第 13 回	平成 19.3.18	両岸	足羽大橋～大瀬橋 6km 下新橋～下流 600m	1,214	2t 車 9 台 4t 車 10 台
第 14 回	平成 20.3.16	両岸	足羽大橋～大瀬橋 6km 下新橋～下流 600m	1,330	4t 車 11 台

(特定非営利活動法人 ドラゴンリバー交流会 私信)

表 1.3-6 クリーンアップ九頭竜川(社)勝山青年会議所での経過及び実績

回数	実施年月日	岸別	区間	(参加企業)	参加人員	ゴミ
1	平成 1 7.10.10	右岸	小舟渡橋会場		131	530 k g
2	平成 18.9.10	両岸 左岸 右岸	弁天会場 保田会場 小舟渡会場	16	348	1150 k g
3	平成 19.9.16	両岸 左岸 右岸	弁天会場 保田会場 小舟渡会場	37	566	1540 k g
4	平成 20.9.14	両岸 左岸 左岸 右岸	弁天会場 発坂会場 保田会場 小舟渡会場	41	630	1600 k g

第一回 九頭竜川を創るのは私たち～川をきれいに川で楽しく～

第二回 クリーンアップ九頭竜川～川再清へ～

第三回 クリーンアップ九頭竜川～enjoy river～

第四回 クリーンアップ九頭竜川～目指せ！日本一の清流～

(社団法人 勝山青年会議所 私信)

2. 福井県坂井市地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性

2.1 相互協力が可能な体制作りについて

2.1.1 関係省庁会議とりまとめにおける体制作りの方向性

漂流・漂着ゴミ問題に対する我が国の方針と当面の施策として、平成19年3月に策定された「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」においては、漂流・漂着ゴミの処理等に係る国、都道府県、市町村等の役割について、次のように記載されている。

我が国における、漂流・漂着ゴミの処理等に関連する現行法制度としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。） 海岸法、港湾法等がある。

現行法では、海岸に漂着したゴミについて、土地又は建物の占有者がその土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない（廃掃法第5条第1項）と定められ、「占有者がいない場合には、管理者とする」（同項）との規定に基づき、海岸管理者が土地の清潔保持について努力義務を負う。一方、海岸管理は、都道府県等の海岸管理者が行うものとされている（海岸法第5条など）。

海岸管理のうち、海岸保全施設に関する工事に係る事務以外の事務は自治事務と整理される（同法第40条の4）ことから、基本的にどの程度の清潔保持を行うかの判断は各海岸管理者の裁量に委ねられている。また、「海岸におけるゴミ対策や清掃等海岸の美化については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組み作りに努める。」（同法第2条の2に基づく海岸保全基本方針）と示されている。

漂着ゴミについては、海岸等公物管理者が発生者ではないものの、公物管理上、清潔の保持に努めなければならない、それぞれの公物管理者が、漂流・漂着ゴミの対応に関する義務を負う。公物管理を定めた個別法において、自治事務と整理された事務については、各地方公共団体が自らの裁量に基づいて事務を遂行する責務を負うこととされている。

しかしながら、実態的には、公物管理者だけでは対応しきれない質及び量のゴミが漂着した場合に、公物管理者である都道府県からの要請や、地域の生活環境保全上看過できない状況に鑑み、一般廃棄物の処理について統括的責任を有する市町村（廃棄物担当部局）が漂着ゴミの処理を行わざるを得ない場合があり、さらに、それでもなお処理しきれない場合がある。

また、都道府県の中には、市町村に対して漂流・漂着ゴミの処理等に関する補助を行っているものもあるが、対策が不足している場合がある。

こうしたことから、漂流・漂着ゴミの処理等に係る問題について、真に現場の求める解決に向けて、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進することが当面の施策としては最も有効である。その上で、実際に処理にあたる現場の地方公共団体が混乱しないよう、漂流・漂着ゴミの処理等の円滑な実施に向け、今後も更に検討を深めることが必要である。

2.1.2 福井県坂井市地域における相互協力が可能な体制作りの方向性

(1) 坂井市地域における相互協力の考え方

福井県は、「福井県海岸保全基本計画」(平成14年6月)において、「1.1 海岸保全の基本理念」を示した後、「4. 海岸の環境保全など管理に関する事項」の中で「環境問題への対応」の一つに「漂着ごみ」を挙げており、以下のように“河川管理者や河川流域の市町村とも連携して対策を進める”旨を示している。

4.2 環境問題への対応

ごみの不法投棄

- 省略 -

漂着ごみ

異常出水や高波浪などにより、海岸には多量のごみが漂着している。漂着ごみについては、河川管理者や河川流域の市町村とも連携して対策を進めるとともに、漂着したごみの処理方法については、不法投棄廃棄物等対策連絡会議*と関係市町村とで定めたルールにより処理を行う。

河川からの出水や沖合を航行する船舶の荷崩れ等によって発生した大規模漂着流木は、沿岸域における様々な活動に支障を与えることから、関係機関と連携して迅速な対応を図るとともに、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業などの国の事業の活用により、漂着流木等の処理を行う。また福井県単独事業として不法投棄廃棄物等処理事業があり、市町村等が行う増水、台風、高潮、冬季風浪等による100m³以上の漂着物処理を支援する。

* 河川、道路、海岸等の公共の場所に不法に投棄された廃棄物や漂着した廃棄物を適正に処理するために、農林水産部、土木部、福祉環境部の関係各課で連絡調整を行う会議

また、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進するため、本モデル調査においては、福井県、坂井市、関係団体、NPO/NGO、地域住民等により構成される地域検討会を設置し、意見交換や必要な調整をしつつ、今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性を策定していくこととした。

今後は、この地域検討会をベースとして、関係者との連絡調整等を担う協議会等へ発展させ、関係者間の役割分担や、適正な漂流・漂着ゴミの回収・処理、発生源対策等の対策のあり方を議論、整理していくことが望ましい。その際には、本モデル調査によって得られた各種の技術的知見等を積極的に活用していくことが期待される。

図 2.1-1 は、現時点で想定される関係者間の役割分担の模式図であり、引き続き協議会等の場で議論をし、地域の実情に適した体制作りを進めていくことが適当である。

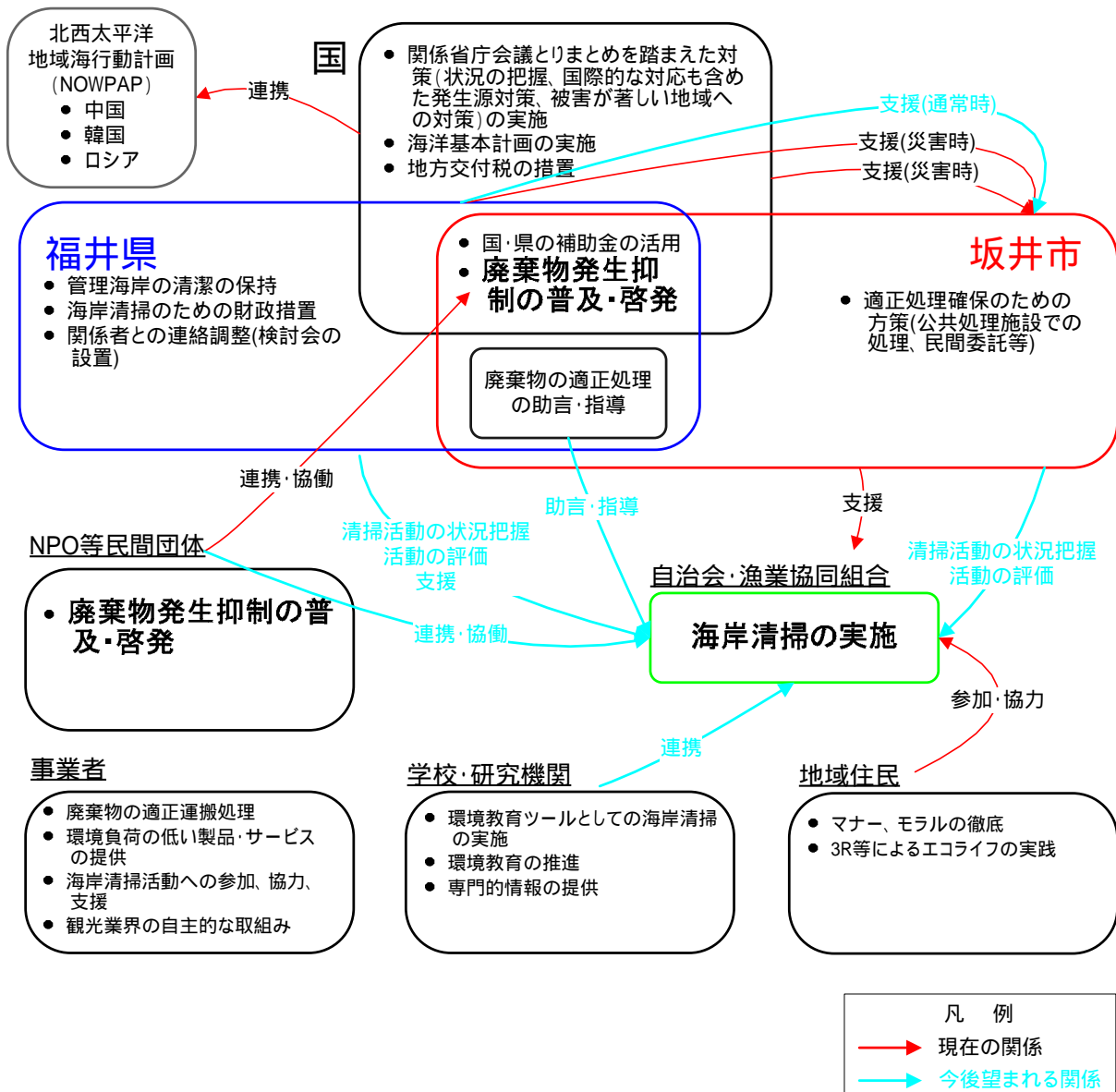


図 2.1-1 関係機関・団体の役割分担(案)

(2) 漂着ゴミ問題対策における相互協力の先進事例

既存資料等より収集した漂着ゴミに関する発生抑制対を含む海岸清掃体制(回収・処理の取組)事例の中から、先進的かつ代表的な取組として「クリーン・ビーチいしかわ」、「美しいやまがたの海プラットフォーム」及び「さぬき瀬戸パートナーシップ」の活動を取り上げ、その概要を示した。

これら取組は、官民を挙げた海岸清掃体制であり、将来的にはこれら取組を援用し、坂井市全体あるいは長崎県全体への取組に展開することが理想的である。

参考資料：

- 「漂着ごみ処理による海岸環境保全プロジェクト 最終報告書」(平成 17 年 7 月 25 日。青森県)
- 「瀬戸内海海ごみ問題の現状と対応について(中間取りまとめ)」(平成 20 年 3 月。瀬戸内海海ごみ対策検討会)
- 「平成 18 年度社会資本整備事業調整費 海岸における一体的漂着ゴミ対策検討調査報告書」(平成 19 年 3 月。農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局) など

(a) 「クリーン・ビーチいしかわ」

石川県の羽咋市周辺の清掃活動に関しては、従来から羽咋市の市民憲章に基づいて地域住民による定期的な海岸清掃が行われていた。これを、他の地域の同様な活動とともに、「クリーン・ビーチいしかわ」として、全県レベルの清掃活動に統合されたものである(表 2.1-1)。クリーン・ビーチいしかわ事務局への聞き取り調査によれば、全県レベルで活動を統合したことで以下のような効果があったとのことである。

- ・ 従来、地元住民による定期的な活動であったが、FM 石川が関与したことで、清掃活動の日時や場所が FM 放送で広報され、参加者が増えた。
- ・ 地元住民以外にも、企業の活動や学校での総合学習などでも、海岸の清掃活動が取り入れられるようになってきた(例えば、企業では CSR 活動の一環、学校では遠足でのイベント等)。清掃活動の希望を事務局に申し出ると、適当な場所や関係者を紹介することで、活動が具体化され、その結果、海岸での清掃活動の回数が増加している。

羽咋市では、4月と7月に定常的(年中行事的)に市民運動として、すでに30年にわたって清掃活動を行っており、多くの地域住民がゴミの回収に参加している。ゴミ袋は「クリーン・ビーチいしかわ」が配布し、回収された漂着ゴミの収集・運搬・処分費は各市町村が負担している。また、最近は、これらの定期的な活動とは別の不定期清掃活動(特に町会・漁協・生徒・サーファーによる)も行われて始めている。

表 2.1-1 漂着ゴミ対策の先進事例：「クリーン・ビーチいしかわ」

クリーン・ビーチいしかわの活動（活動概要、活動状況）

1.活動概要

実行委員会

・名誉会長（県知事） 顧問（議会議長、市長会長、市議会議長会長など） 会長（エフエム石川社長） 実行委員（各市町長など）からなる実行委員会が設置されている。

・目的：以下を目標とする。

美しい石川の渚を取り戻し、白砂青松を蘇らせる基盤づくり
野鳥や海の生きものを残酷な被害から守る海の環境・ルールづくり
沿岸漁業資源の回復に良好な豊かな海づくり
森林、河川を守る基盤づくり

・事業：次の事業を行う。

クリーン・ビーチ活動の企画、諸機関との連絡・調整及び推進に関すること。
活動を広く県民に周知し、参加を呼びかけ、実践を通して環境保全と市民のモラル向上に寄与すること。
今後の活動の進展に必要な提言をすること。

・事務局をエフエム石川内に置く。

幹事会

・各市町での窓口となる部課の長、国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所海岸課長、県関連部課の長、エフエム石川などからなる幹事会が設置されている。

・活動規約の前文には、「石川県下の海岸線 583km を舞台に繰り広げられる清掃活動「クリーン・ビーチいしかわ」に協調、クリーン・ビーチいしかわ実行委員会のもと、全市町村が一体となって、または市民運動をあと押しして、渚（なぎさ）の一斉清掃、川筋の清掃等を実施し、海岸及び自然環境の保全と地域の美化に資する。」とある。

1.1 清掃活動の基本原則

- (1) 清掃活動の範囲は、それぞれの市町村または市民団体などが決めた海岸、河川、湖沼とし、運動に呼応する人たちの動員のもとにボランティア活動として実施する。
- (2) 清掃活動の実施日は、活動計画に基づくことを原則とし、天候・海況などにより、当日実施困難な場合は、中止や予備日を設けるなど地域ごとに対応する。
- (3) 清掃活動の内容は、海岸や河川、湖沼の漂着物、廃棄物の回収作業とし、回収された廃棄物などは可燃物と不燃物に分別し、実行委員（市町村長）の指示のもとに処理を行う。
- (4) 清掃活動のための資材は、県、県漁業協同組合連合会と実行委員会事務局（以下「事務局」という）が協力して管理し、調達、保管、配布のための連絡などにあたる。
- (5) 清掃活動によって生じた諸問題については、事務局が整理して報告書にまとめる。

1.2 清掃活動の地域別活動計画

- (1) 清掃活動は、実行委員（市町村長）の指揮のもとに、幹事がリーダーとなって効率的に実施する。この際、幹事はあらかじめ地域内の協議を経て事務局あてに行動計画書（別紙）を提出する。提出期限は、実施日の10日前までとする。
- (2) 清掃活動を円滑に実施するため、地域ごとに実行委員（市町村長）を中心として企画調整、動員計画、回収、分別処理、記録などの組織を編成し、責任体制を明確にする。
- (3) セレモニーやイベントの実施、集合場所の決定にあたっては、実行委員（市町村長）が必要に応じて漁業協同組合、関係機関、参加団体、事務局などと協議する。
- (4) 清掃活動に必要な軍手、こみ袋などは、行動計画書に基づき県が市町村へ連絡、市町村は実施の3日前までに受領する。
- (5) 清掃活動終了後は、幹事が活動結果を報告書にまとめて事務局に提出する。

その他

・資金は、県と各市町の助成金、事業所の協賛金である。
・清掃活動の支援は、ゴミ袋の配布と、ラジオ放送で実施日時、場所等を事前告知し、参加を呼びかけている。
・活動報告は、毎年次ごとに、30 ページ程度の冊子にまとめられ、公表・配布されている。

2.活動状況（省略）

・活動状況については年次ごとに発行されている。平成 19 年度では 100 件以上、12 万人が参加している。

(b) 「美しいやまがたの海プラットフォーム」

山形県では、平成 20 年度に「美しいやまがたの海推進事業」により、関係者間の協議・情報共有の場となる「美しいやまがたの海プラットフォーム」を設立し、漂着ゴミの効果的な回収と処理方法、さらには内陸域からのゴミ発生抑制までを含む取組の推進を図ることとした(図 2.1-2、表 2.1-2)。このプラットフォームは平成 20 年 7 月 31 日、関係行政機関(国、県、市町)のほか大学、NPO、企業・事業所団体など 20 団体によって発足した(表 2.1-3)。実施事業としては 回収活動及びモニタリングの情報収集、ニュースレターの発行等、 ゴミの発生抑制、 一斉クリーンアップを予定している。

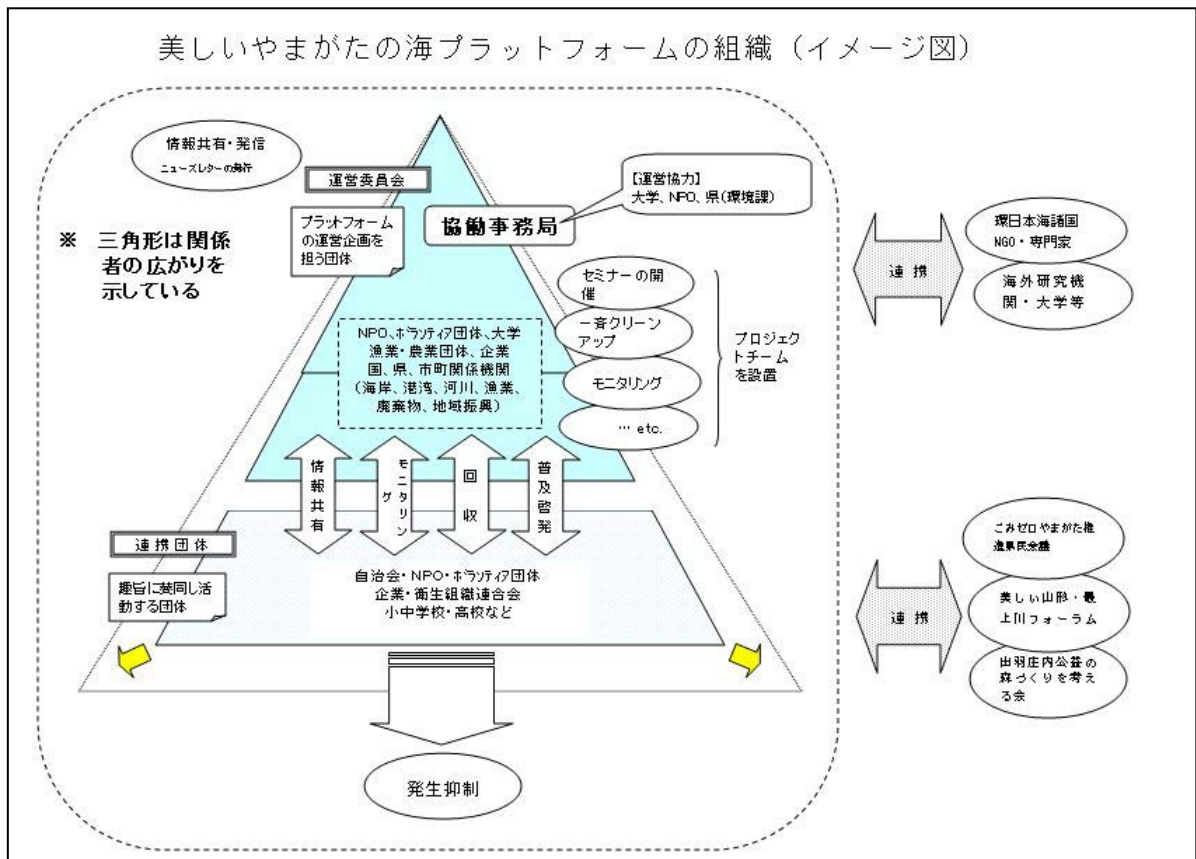


図 2.1-2 「美しいやまがたの海プラットフォーム」の取組の事例

(注：山形県庄内総合支庁からの提供資料による)

表 2.1-2 「美しいやまがたの海プラットフォーム」の概要と設立意見書(抜粋)

「美しいやまがたの海プラットフォーム」設立による取組み

◆プラットフォーム(PF)の概要

名 称	美しいやまがたの海プラットフォーム
設置時期	平成20年7月31日
設置目的	山形県の沿岸域環境の保全を目的に、漂着ごみ問題の改善や対処の方向性を明らかにするための関係者間の情報共有と協議を行う場(プラットフォーム)とする。
目 標	漂着ごみの効果的な回収と処理方法さらには、内陸域からのごみ発生抑制までトータル的な取組による沿岸域環境の改善を目指す。その際、プラットフォームに参画するメンバーは当事者意識を持ちながら連携を図っていくことで自立した循環型社会の実現を目指す。
組織体制	①全体会 会員が単独若しくは協働で行う保全活動等に関し情報交流や意見交換を行う。 ②運営委員会 PFが行う事業等に関し協議による緩やかな合意形成を行う。 ③協働事務局 県(庄内総合支庁環境課)、東北公益文科大学(地域共創センター)、NPO法人「パートナーシップオフィス」の三者による協働分担とする。 所在地は東北公益文科大学地域共創センターに置く。 ④会員 国、県、市町、事業所(企業等)、NPO、自治会、ボランティア団体、大学等教育・研究機関。
運営方法	・PFの全体的運営は運営委員会での協議によるが、会員に対する情報提供など日常的な事務については、協働事務局である3者の役割分担による実施。 ・PFが行う協働事業の実施に当たっては、各会員が責任をもって事業を自主的に運営(予算含む)することを基本とする。 ・協働事業の実施方法は、担当制やプロジェクトによる実施も検討。 ・運営経費は県事業によるほか企業の寄付、助成金、ファンドの助成の確保も検討。
実施事業	①情報共有・発信 回収活動及びモニタリングの情報収集、ニュースレターの発行及びセミナー開催。 ②発生抑制 PFの取組み紹介、回収活動、モニタリング結果の活用、最上川フォーラム、ごみゼロ山形推進協議会との連携など ③回収活動 一斉クリーンアップ(「クリーンアップ・ザ・庄内海岸」)の実施ほか。

設立趣意書(抜粋)

～海岸環境の保全、特に海岸漂着ごみ問題への対応には、ごみの回収や処理、さらには発生抑制に係るさまざまな方策を、効果的かつ体系的に取組んでいく必要がある。

そのためには、国土形成計画ならびに海洋基本計画に提示された「陸域及び海域を一体的にとらえる総合的な沿岸域管理」の視点を踏まえつつ、山形県において当事者意識を持った多様な主体が連携・協働していくことが不可欠である。

ここに、人類の共同財産でもある山形の美しい海・庄内海岸を未来の子どもたちに継承していくための第一歩として、海洋ごみ問題をはじめとする沿岸域の環境改善や維持保全等を目指し、関係者の情報共有と協議の「場」となる「美しいやまがたの海プラットフォーム」を設置する。

(山形県庄内総合支庁より提供)

表 2.1-3 「美しいやまがたの海プラットフォーム」の会員と運営ルール(抜粋)

プラットフォーム会員(運営委員)

団 体 名
①国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所、②酒田港湾事務所
③鶴岡市、④酒田市、⑤遊佐町
⑥特定非営利活動法人庄内海浜美化ボランティア ⑦特定非営利活動法人パートナーシップオフィス ⑧鶴岡市ボランティア連絡協議会
⑨東北公益文科大学、⑩鶴岡工業高等専門学校
⑪全農山形県本部庄内統括事務所、⑫山形県漁業協同組合、⑬山形県商店街振興組合連合会、 ⑭株式会社山形ケンウッド
⑮山形県庄内総合支庁(地域支援課、水産課、河川砂防課、港湾事務所、環境課)

美しいやまがたの海プラットフォーム 運営ルール(抜粋)

(目 的)

第2条 プラットフォームは、山形県の沿岸域環境の保全のため、とくに海洋ごみ問題の改善や対処の方向性を明らかにしつつ、「美しいやまがたの海」の景観を取り戻すと共にその魅力を高め、人類の共同財産として未来の子どもたちへ継承できるよう、当事者意識を持った多様な主体が連携して必要な取組みを行う。

(事 業)

第3条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) プラットフォームに参画する個人、NPO、事業者、各種団体、教育研究機関、行政機関等における相互の連携・協働を推進していくための事業
- (2) 山形県の沿岸域における環境保全活動の促進のための啓発及び調査研究事業
- (3) その他、前条の目的を達成するための必要な事業

(会 員)

第4条 プラットフォームの会員は、第2条の目的に当事者意識を持って賛同する個人、法人、団体及び行政機関とする。

(全体会)

第5条 会員が行う活動に関する情報交換や意見交換の場となる全体会を年1回以上開催する。

(運営委員会)

第6条 プラットフォームに運営委員会を置き、運営に関する重要事項について協議する。

- 2 運営委員会は、会員の中から自薦、他薦を受けた20名以内の会員(運営委員)で構成する。
- 3 運営委員会は、必要に応じ運営委員以外の会員又は会員以外の者の出席を認めることができる。
- 4 運営委員会の運営についてはこの運営ルールによるほか、別に定める。

(協働事務局)

第9条 プラットフォームの事務を処理するため運営委員会の下に協働事務局を置く。

- 2 協働事務局の所在地は、東北公益文科大学地域共創センターとする。
- 3 協働事務局の運営については、当面の間、山形県庄内総合支庁環境課、東北公益文科大学・呉尚浩研究室、特定非営利活動法人パートナーシップオフィスの三者が担う。

(山形県庄内総合支庁より提供)

(c) 「さぬき瀬戸パートナーシップ」事業

「さぬき瀬戸」パートナーシップ事業は、香川県、市町村、住民団体等の三者が協定を結ぶことにより、ボランティア団体などが行う海辺の美化活動を県と市町が支援し、香川

県の海辺を美しくすることを目的としている。香川県の担当課は海岸管理を担当する河川砂防課である。同事業は、海岸管理者による海岸の機能・環境保全業務の一環としての清掃事業と市民ボランティア等によるクリーンアップの活動の統合的なアプローチとして、県・市町村・ボランティア団体がパートナーシップの協定を組み、広域的・経年的にかつ相当程度の規模をもって清掃活動に取り組むという枠組みの構築を行っている事例の一つである(図 2.1-3)。同事業の実施要領を表 2.1-4 に示す。(他に、広島県の「せとうち海援隊」なども同様な事例である)。

「さぬき瀬戸」パートナーシップ事業は平成 14 年度から実施され、平成 17 年度には 31 団体、延べ 6,938 人が活動に参加している。なお、河川についても、同内容の事業(リフレッシュ香の川パートナーシップ事業)が実施されている。(以上、香川県環境白書(平成 18 年度版)より作成)

香川県では、さぬき瀬戸パートナーシップ事業の他に、漂着ゴミの普及啓発のため「さぬき瀬戸クリーンリレー」事業(表 2.1-5)として、全県で清掃活動や漂着ゴミの調査が行われている。同事業により、平成 20 年度は 88 カ所で 83 グループ延べ約 7,600 人の人々が漂着ゴミを回収した。また、漂着ゴミの調査結果は「香川県海岸ごみマップ」として整理されている。

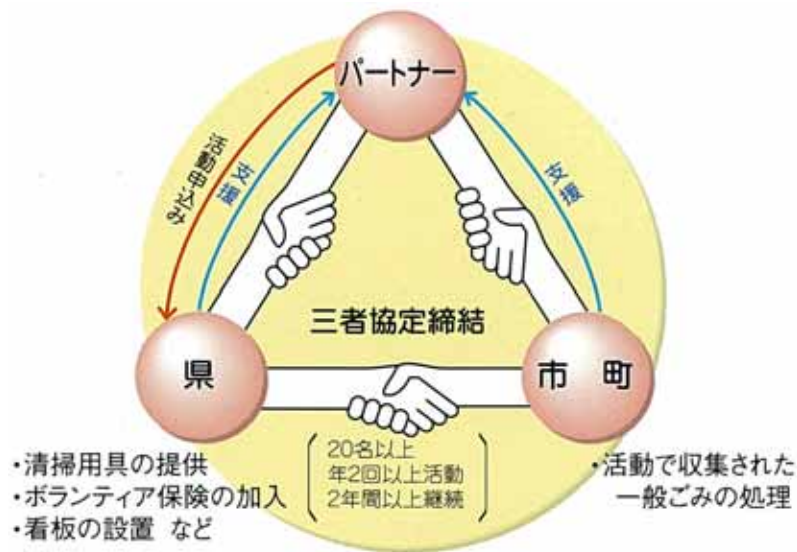


図 2.1-3 「さぬき瀬戸パートナーシップ」の体制イメージ

表 2.1-4 「さぬき瀬戸」パートナーシップ事業実施要領

<p>(目 的)</p> <p>第1 「さぬき瀬戸」パートナーシップ事業は、地域住民などの団体(以下「パートナー」という。)が、自発的な意志のもと、香川県(以下「県」という。)が管理する海岸の一定区間を、清掃などの美化活動や愛護活動等(以下「活動」という。)を実施し、また、県と市町はこれらの活動を支援し、県民と行政が協働して、海岸の環境美化、保全等を図ることを目的とする。</p> <p>(資 格)</p> <p>第2 パートナーは、概ね20名以上の団体とする。</p> <p>(手 続 き)</p> <p>第3 パートナーは、「さぬき瀬戸」パートナーシップ活動申込書(以下「申込書」という。)(様式第1号)を香川県知事(以下「知事」という。)に提出する。</p> <p>2 申込書を受理した知事は、活動が適当と認められた時は、パートナー並びに活動区間の存する市町長(以下「市町長」という。)と「さぬき瀬戸」パートナーシップ協定書(以下「協定書」という。)を締結する。</p> <p>(役 割)</p> <p>第4 パートナーは、年間2回以上の活動を行い、かつ2年間以上継続する。</p> <p>2 パートナーは、活動により回収したゴミ(粗大ゴミ、産業廃棄物を除く。)の分別は、活動する場所の市町の方法に応じたものとする。</p> <p>3 パートナーは、安全に十分配慮して活動を行う。</p> <p>(報告事項等)</p> <p>第5 パートナーは、協定書を取り交わした後、すみやかに年間活動計画書(様式第2号)を知事に提出し、以降、毎年3月15日までに翌年度の年間活動計画書を提出する。</p> <p>2 パートナーは、毎年4月15日までに前年度の実施状況報告書(様式第3号)を知事に提出する。</p> <p>3 パートナーは、活動に伴い事故などが発生した場合は、速やかに事故発生報告書(様式第4号)を知事に提出する。</p> <p>4 パートナーは、活動を取りやめたときなどは、すみやかに届出書(様式第5号)を知事に提出する。</p> <p>(支 援)</p> <p>第6 県は、パートナーの活動に対し、次の各号に掲げる事項について支援を行う。</p> <p>一 清掃用具の提供</p> <p>二 ボランティア保険への加入費用の負担</p> <p>三 リフレッシュ・サインの設置</p> <p>四 その他活動に必要と認められる事項</p> <p>2 市町は、パートナーの活動に対し、次の各号に掲げる事項について支援を行う。</p> <p>一 活動により回収された一般ゴミの処理</p> <p>二 その他活動に必要と認められる事項</p> <p>(解 除)</p> <p>第7 知事は、パートナーが協定書に規定する事項を実施していないと認められるとき、又はパートナーとしてふさわしくないと認められるときは、市町長の意見を聴いたうえで、協定を解除することができる。</p> <p>(経 由)</p> <p>第8 この要領の規定による提出書類は、活動区間が存する土木事務所長又は小豆総合事務所長を経由する。</p> <p>(海岸法上の取扱い)</p> <p>第9 この要領に基づいてパートナーが行う活動は、海岸管理者の行為とみなし、海岸法上の手続きは不要とする。ただし、土地の形状変更を伴うもの又は植栽等についてはあらかじめ県と協議する。</p> <p>(補 則)</p> <p>第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は平成14年度4月1日から施行する。</p>

(http://www.pref.kagawa.jp/kasensabo/kasen/07_renkei/index.html より)

表 2.1-5 「さぬき瀬戸クリーンリレー2008」の概要

<p>1. 目的 それぞれの地域で、それぞれの団体が行っていたクリーン活動をつなぐことにより、美しいふるさとの海辺を守っていききたいという思いをつなげ、この輪を広げていくことが「さぬき瀬戸クリーンリレー」の願いです。 この事業は、平成14年1月に、国や県、沿岸市町が一体となって海岸や海上のゴミ問題に取り組む「香川県海上散乱ごみ処理対策等推進会議」が設立されたことを受け、平成14年度から実施しています。 なお、さぬき瀬戸クリーンリレーは、「環境美化の日」の行事として実施します。</p> <p>2. 実施期間 平成20年9月7日(日)～10月31日(金)</p> <p>3. 実施場所 クリーンリレー：県内で海岸を有する12市町の海辺 スタートセレモニー：津田の松原(さぬき市)</p> <p>4. 参加予定人数 83グループ 延べ約7,600人</p> <p>5. 主催者 香川県、さぬき市*、香川県海上散乱ごみ処理対策等推進会議、エコライフかがわ推進会議 注) *はスタートセレモニーのみ</p> <p>6. 内容 (1) クリーンリレーのスタート日である9月7日(日)に、津田の松原でセレモニーを開催。 知事から当日のクリーン活動の代表者にたすきを渡した後、参加者によりクリーン活動。 (2) リレーの実施期間中、沿岸各地でボランティア団体などによるクリーン活動を展開し、活動と活動をつないでいく。参加グループは、活動中、リレーへの参加のしるしとして、また、環境保全を呼びかけるため「表：さぬき瀬戸クリーンリレー / 裏：みんなで守ろう、美しいふるさとの海辺」と書かれた「たすき」を着用する。 (3) 全活動終了後、クリーンリレーの実施状況を報告する。</p> <p>7. その他 ・参加者には、軍手とゴミ袋の提供、ボランティア保険の加入を県で行っています。(各団体等で対応している場合は除きます。) ・回収したゴミは、市町において処理することとしています。</p> <p>(http://www.pref.kagawa.jp/USERS/s14910/kankyo/data/0808/080822b.htm より抜粋)</p>

2.2 海岸清掃の体制のあり方の方向性

坂井市においては、既に、自治会・雄島漁業協同組合を中心とした地域住民等の努力により、漂着ゴミの回収が継続的に行われている。このような現状を踏まえ、県、市町村、関係団体、NPO/NGO、地域住民等により構成される協議会等の場で、関係者の役割分担、具体的な海岸清掃計画、回収した漂着ゴミの処理ルート等を検討していくことが適当である。また、この場合においては、本モデル調査によって整理をした「効率的かつ効果的な漂着ゴミの回収・処理方法(モデルケース)」を参照していくことが望ましい。

以下に調査結果を踏まえ、国、福井県、坂井市、地域住民等として望まれる役割(案)を示す。

< 国の役割 >

関係省庁会議とりまとめを踏まえ、その対策のため被害が著しい地域への支援の一環と

して、補助金制度が設立されている(「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」(農林水産省、国土交通省)や「災害等廃棄物処理事業補助金」(環境省))。国の役割としては、災害等による大量の漂着ゴミについて、これらの補助金の交付により処理を支援することである。

また、対象地域は観光及び漁業が盛んな地域であり、常に清潔さを求められる場所である。そのため、医療系廃棄物や外国製プラスチック容器など安全性に問題がある漂着ゴミについては迅速に対応する必要がある。国としては、これらの漂着ゴミについて、関係の都道府県等の協力を得て、漂着状況の把握、事故防止のための注意喚起を引き続き行うことが求められる。

< 福井県の役割 >

福井県が策定した環境基本計画においては「県民の手で守り育てる美しい福井の環境」を基本目標とし、全国に先駆けて取り組む施策として「きれいなまちづくりプロジェクト」を挙げている(表 2.2-1)。同プロジェクトに基づいて川や海の清掃活動を含む「きれいな山、里、海をつなぐ水資源の保全」に向けた活動を推進することが福井県の重要な役割となるであろう。

「管理海岸の清潔の保持」に関連し、本調査の結果から対象海岸の清潔の保持において地元の自治会・雄島漁業協同組合の清掃活動が重要な役割を果たしていることが示された。今後、県内海岸における同様の清掃活動の状況を把握し、これらの活動の社会的な意義を評価することが、同活動の継続・発展のために有効であり、それが海岸の清潔の保持に繋がるであろう。清掃活動の評価については、例えば、活動状況の広報誌への掲載及び廃棄物関連の表彰制度等を活用することが考えられる。

「海岸清掃のための財政措置」の一つとして福井県が行っている「海面環境保全事業」は、清掃活動に必要な船の借上げ費から回収したゴミの収集・運搬費及び処分費までに利用可能で、清掃活動に従事する漁業協同組合等にとって使いやすい予算となっている。事業によるゴミの回収量は福井県下に漂着するゴミの経年変化を把握するためのデータとしても活用できるため、今後とも事業を継続し、より正確にゴミの回収量を把握することが望まれる。また、福井県内の海岸には坂井市三国町と同様に、春先に最も多くのゴミが存在すると考えられるため、同事業が4月から実施可能であれば、さらに実効性の高い事業となる。そのために事業委託先の福井県漁業協同組合連合会と同事業の実施時期について調整することは検討に値するであろう。この事業が4月に実施され、年間の処理困難物の多くが処分できれば、坂井市の負担軽減にも有効と思われる。

「廃棄物の適正処理」に関連し、調査範囲における急峻な海岸においては、回収した漂着ゴミを道路まで搬出することが大変困難な作業となっており、最終的な手段として浜焼きが行われている。福井県として、重労働となっている搬出作業を担う地域住民等への支援を含む、漂着ゴミの適正な処分に向けた取組が望まれている。

表 2.2-1 きれいなまちづくりプロジェクト

第60回全国植樹祭を契機とした、花と緑にあふれるふるさとづくりを一層発展させるとともに、外来植物の駆除やきれいな山、里、海をつなぐ水資源を保全する活動を推進することにより、観光振興を通じた地域の活性化と環境美化活動の定着したきれいなまちづくりを推進します。
--

(沿道や拠点の美観創造)

- ・ 観光地、駅、公園などの他、それらを結ぶ道や田んぼのあぜに花を植栽したり、清掃を行う地域住民などの団体を支援することにより、沿道や拠点の美観創造を推進します。

(看板設置の見直し) (略)

(外来植物等の駆除) (略)

(きれいな山、里、海をつなぐ水資源の保全)

- ・ 豊かな山、里、海づくりを目指して、地域住民、事業所、行政が一体となって福井の川や海の清掃活動を実施します。
- ・ 清掃活動できれいになった浜辺や河川敷の写真を表彰するコンテストを開催することにより、活動状況をPRし、活動の裾野を広げ、ごみのないきれいな川や海を保全する活動を推進します。

<坂井市の役割>

坂井市として市内の海岸清掃の活動状況を把握し、福井県の清掃活動の状況把握に協力する。また、長期間にわたり海岸清掃を行った団体または個人を廃棄物関連の国、県、市の表彰制度に推薦することで、団体または個人の活動の社会的な意義を評価する。表彰に関する参考事例として、沖縄県石垣市がボランティアによる清掃活動を支援するために実施しているポイントクリーニングという事業を表 2.2-2 に示す。

自治会等のボランティアが回収した漂着ゴミの収集・運搬及び処分は、処理困難物以外は、今後も一般廃棄物として坂井市が処分を行うことが望まれる。回収された漂着ゴミを一般の生活ゴミと分けて収集・運搬することで、漂着したゴミ量の経年変化を把握することも可能であろう。処理困難物の収集・運搬及び処分に関しては、福井県との協議が必要であろう。また、国もしくは福井県が清掃事業として回収した漂着ゴミは事業系一般廃棄物として坂井市が処分を行うことが望ましいが、その費用についても国、福井県との協議が必要であろう。

なお、坂井市からは漂着ゴミの収集・運搬及び処分は、福井県がその役割を担うべきであるという要望が挙がっている。

表 2.2-2 沖縄県石垣市のポイントクリーニング事業の概要

石垣市ボランティア清掃の支援について
(http://www.city.ishigaki.okinawa.jp/120000/120400/Garbage/tai-fuu/typhoon.htm より)
石垣市では、ボランティア清掃活動を支援するためにポイントクリーニングという事業を行い、その事業の対象範囲や支援の内容などを次のように定めている。
1. 清掃場所の範囲 海岸、幹線道路、公園などの公共の場所。 拝所、御願、公民館など特定の管理者がいる場所や、家の回りは対象外とする。
2. 支援の内容 ボランティア用ゴミ袋の提供 清掃用手袋の提供 ボランティア名入りのカンパンの設置(定期的に清掃している場合) ごみの回収(平日回収)

3.表彰など

長期間に渡り定期的に清掃を行った団体または個人の方は廃棄物関連の国、県の表彰制度に推薦する。また、定期的ではなく1度限りの団体でもその功労を称えるため市の広報に団体名を掲載する。

4.支援の依頼

生活環境課に用意してある申込書に清掃日時、団体名や氏名、清掃場所などを記入し申込む。申込時にごみ袋や手袋を受け取る。

<地域住民等の役割>

坂井市三国町の梶、崎、安島、米ヶ脇自治会及び雄島漁業協同組合等が長年行ってきた清掃活動は、「海岸の清潔の保持」に重要な役割を果たしており、社会的にも大きな意義がある。これまでの自治会等の聞き取り調査から、今後の清掃活動についても十分に期待できると思われる。地域住民等が、清掃活動に自ら積極的に参加するとともに、活動を通して得られた体験や知見などを積極的に对外発信することで、漂着ゴミ問題の普及啓発及び環境保全・美化意識の向上に寄与していくことも期待される。

「廃棄物の適正処理」に関連し、調査範囲における急峻な海岸においては、回収した漂着ゴミを道路まで搬出することが大変困難な作業となっており、最終的な手段として浜焼きが行われている。地域住民等としては、回収した漂着ゴミの搬出方法について県や市と協議し、漂着ゴミの適正な処分にむけて協力することが望まれる。漂着ゴミを適正な処理ルートに乗せることで、より正確なゴミ量の把握も可能となるであろう。

なお、上記の4つの自治会からは清掃活動に対する支援の要望が挙げられているが、例えばゴミ袋の入手に関して、社団法人海と渚環境美化推進機構では、「海と渚の環境美化の支援」として全国各地の海浜等における漁業者や市民・ボランティアによる清掃活動を支援するため、清掃資材としてゴミ袋を配布している。このような事業からゴミ袋を入手することも検討に値するだろう。

上記の具体的な検討を通して、海岸清掃の体制を構築し、関係者の相互協力による継続的な海岸清掃活動を推進していくことが重要である。一方、災害等により突発的に押し寄せる漂着ゴミに対しては、国土交通省・農林水産省の「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」や、環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」を活用する等、災害時や緊急時に対応できる体制を整備していくことが適当である。

2.3 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策のあり方の方向性

2.3.1 国内由来の漂流・漂着ゴミに関する取組

本モデル調査の結果から、漂着ゴミの発生源については、韓国、中国等の海外由来のものが確認されているものの、主として日本由来（主として同一県内由来と考えられる）のゴミが多いと推測されている。また、ゴミの種類としては、食品、飲料、生活雑貨等の生活系のゴミが約82%（個数ベース、破片を除く）を占めており、生活系のゴミの発生抑制が重要と考えられる。次いでロープ等などの漁業系のゴミが約13%、木材等の事業系のゴミが約5%を占めている。これらのゴミの種類別に、主たる排出者、発生原因や経路、発生抑制対策について、一般論的に考えられる状況を整理した結果を表2.3-1に示す。なお、表2.3-1に整理した主たる排出者等は、全てにおいて確たる証拠はなく、現在得られている知見及び本調査での聞き取り調査等を踏まえた推定である。

表 2.3-1(1) 発生源（排出者）が特定できるもの

区分	ゴミの種類	主たる排出者	主たる発生原因、経路	考えられる発生抑制対策
生活系	釣り用具（釣り糸、ルアー、釣りえさ袋・容器等）	釣り人	釣りの最中の不注意による排出、意図的な放置や投棄	釣り人のマナー向上。クリーンアップ活動・参加型海ゴミ調査への参加等による海ゴミ問題の普及啓発。生分解性素材を用いた釣り具の普及促進。
生活系	レジャー用品（シート類、花火の残りかす、引火機材、おもちゃ等）、食品の包装・容器、袋類、飲料用プラスチックボトル・ガラスびん・缶	レジャー利用者	レジャー行為中の不注意による排出、ポイ捨て、意図的な放置や投棄	マナーの向上及びゴミの家庭への持ち帰り。海ゴミ問題の普及啓発。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。監視・取締りの強化。
漁業系	カキ養殖用パイプ	カキ養殖業者	作業時及び廃棄過程での管理不足	養殖業者に対する海ゴミ問題の普及啓発。漁業協同組合による回収したカキ養殖パイプの買取。
漁業系	ウキ・フロート・ブイ	漁業者等	作業時及び廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	メーカー、販売店、使用者の全体の協力により回収処理・リサイクルの更なる推進。発泡スチロール製フロートにはカバーの装着等により破片化の防止。
漁業系	漁網、ロープ、かご漁具、電球、魚箱等	漁業者等	作業時の管理不足、意図的な放置や投棄	漁業者の意識改革を徹底。生分解性素材を用いた漁具の開発・利用。
事業系	物流用パレット	運輸関係の事業者	作業時・保管時の管理不足、意図的な放置や投棄	漁港・港湾等の荷役施設における管理の徹底。
事業系 漁業系	荷造り用ストラップバンド	運輸関係の事業者、漁業者（ノリ養殖の支柱に用いるフジツボよけリングとして利用する場合がある。）	作業時・保管時・廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	漁港・港湾等の荷役施設における管理の徹底。フジツボよけリングについては、ノリ養殖業者の意識改革を徹底。生分解性素材を用いた漁具の開発・利用。
事業系	樹脂ペレット	プラスチック系素材製造・加工等事業者	製造・加工工程等からの漏出	作業現場における漏出の防止の取組にもかかわらず発生量の減少が見られないことの原因究明とそれによる取組の評価・見直し。
事業系 生活系	農業資材（肥料袋、苗木ポット等）	農家、一般家庭	家庭菜園も含む農作業時の管理不足、意図的な放置や投棄	農協組合等に対する海ゴミ問題の普及啓発。河川敷での農業における資材管理の徹底、廃棄物の適正処理の推進。地域住民も一体となった監視の強化。
事業系 生活系	木材等	建設事業者、一般家庭	作業時・保管時の管理不足、意図的な放置や投棄	行政・地域住民も一体となった不法投棄の監視強化。
事業系 生活系	タイヤ	事業者、一般家庭	保管時の管理不足、意図的な放置や投棄	行政・地域住民も一体となった不法投棄の監視強化。

表 2.3-1(2) 発生源（排出者）が特定できない、不特定多数であるもの

区分	ゴミの種類	主たる排出者	主たる発生原因、経路	考えられる発生抑制対策
生活系	タバコの吸殻・フィルター・パッケージ・包装、使い捨てライター	喫煙者	ポイ捨て、吸い殻入れからの漏出	マナーの向上。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。
生活系	飲料用プラボトル・ガラスびん・缶、ふた・キャップ、プルタブ	不特定多数	ポイ捨て、意図的な放置や投棄、各種施設等のごみ箱からの漏出	マナーの向上、外出時のゴミの持ち帰り、家庭ゴミの適正な分別排出、3Rの推進等に関する啓発活動。ゴミ集積場における散乱防止。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。回収・処理過程での漏出防止。ペットボトル等の飲料用容器については、陸上での回収効率を上げる方策としてリユース・デポジット制の導入の検討。
生活系	食品の包装・容器、袋類、6パックホルダー、ストロー・マドラー	不特定多数	ポイ捨て、意図的な放置や投棄、各種施設等のごみ箱からの流出	マナーの向上、外出時のゴミの持ち帰り、家庭ゴミの適正な分別排出、3Rの推進等に関する啓発活動。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。ゴミ集積場における散乱防止。回収・処理過程での漏出防止。
生活系	食器（わりばし含む）くつ・サンダル、漂白剤・洗剤類ボトル、スプレー缶・カセットボンベ、衣服類、紙おむつ くぎ・針金、電池（バッテリー含む） 「金属類、その他の人工物」	不特定多数	意図的な放置や投棄、各種施設等のごみ箱からの流出	マナーの向上、外出時のゴミの持ち帰り、家庭ゴミの適正な分別排出、3Rの推進等に関する啓発活動。ゴミ集積場における散乱防止。回収・処理過程での漏出防止。
生活系	家電製品、家具	不特定多数	意図的な放置や投棄	行政・地域住民も一体となった不法投棄の監視強化。
自然系	流木、灌木	-	土石流や洪水流に伴って溪畔林や溪流沿いの森林、荒廃地、さらには河川内に発達した河畔林が侵食を受けて、流木が発生 ^{注1)} 。	溪畔林・河畔林管理の充実及び荒廃地の復旧による発生抑制対策。さらには流木捕捉施設等の整備など流木の流下抑制対策の実施 ^{注1)} 。
自然系	アシ・ヨシ	-	刈り取り後に放置されたアシ・ヨシが海に流出。	アシ・ヨシが漂着ゴミになることを周知し、刈り取り後の適正処理・有効利用を推進。

注1) ダム貯水池における流木流入災害の防止対策検討調査報告書(林野庁・国土交通省、平成19年3月)

以下に調査対象地域において最も割合の大きい生活系のゴミについての発生抑制対策についてまとめる。

漂流・漂着ゴミに関する他の調査結果などからも、国内由来の漂流・漂着ゴミは河川を通して漂着することが指摘されており、坂井市内も流れる福井県の主要河川である九頭竜川の流域をベースとした取組が重要である。地元 NPO/NGO からの聞き取り調査からも、九頭竜川水系から水位が河川敷にまで達するような出水の際に生活系ゴミや農業に由来するゴミが流れてくることが指摘されている。

今般、九頭竜川流域を対象として「九頭竜川流域ごみ問題ワークショップ」を開催し、河川清掃団体、海岸清掃団体等がそれぞれの取組に対する相互理解を深めた。ワークショップでは、各所で行われている清掃活動を流域全体に広げるための方策やゴミの発生を減らすための取組・啓発活動の効果的な推進について議論し、今後の連携と協働及び継続的な活動の推進について確認した。連携及び活動の具体的な内容が引き続き議論され、実際の行動に移行されることが期待される。

福井県では、2008 年秋に策定した環境基本計画において、「一般廃棄物の 3 R 促進」の中で「ものを大切にするなど県民の意識啓発」を掲げている。また、「河川・海岸漂着ごみの発生抑制」として、「河川の流域および海岸沿いの住民や環境保全団体が、行政と共働して、漂流・漂着ごみとなりうる廃棄物全体の発生抑制や環境美化に向けた取組みを進めるため、国のモデル調査を踏まえて県の検討会を開催します」としている(表 2.3-2)。

今後は、福井県の検討会での議論を踏まえ、流域をベースとした発生抑制対策を進めるとともに、流域の住民に対するわかりやすい情報提供、ポイ捨て防止、外出時のゴミの持ち帰り、家庭ゴミの適正な分別排出、3 R の推進等に関する啓発活動を進めていくことが重要である。なお、環境省は漂着ゴミ問題の普及啓発のため、その現状と影響等を整理したパンフレットを作成中である。完成したパンフレットはモデル調査の結果も合わせて地方自治体と共同で普及を進め、海ゴミ問題に対する一般の認識を醸成していく予定である。

一方、どんなに注意をしても日常生活から漏れ出すゴミをなくすことは困難であると推測されることから、漏れ出たゴミをできるだけ海まで流出させない工夫が必要であろう。山形県で実施された農業用水路ゴミ調査結果からは、支川に合流する細い農業用水路において、多くのゴミが回収され、破片の割合も高かったことが示された(図 2.3-1、図 2.3-2)。また、鹿児島大学の藤枝准教授によれば、河川ゴミの特徴として低密度に広範囲に散乱していること、河川形状により回収が困難であることが指摘されており、広範囲に拡散する前に出来る限り流量の少ない支川や用水路で回収することが適当であると考えられる。そのため、支川や用水路におけるゴミの回収技術の開発が重要であると考えられる。また、農業用水路等を流下するゴミを分析することにより、詳しい発生源の特定やより具体的な発生源対策の立案も期待できる。

生活ゴミの発生そのものを減らす取組として、例えば、ペットボトル等の飲料用容器については、陸上での回収効率を上げる方策としてデポジット制の導入が望まれる。環境省では、「ペットボトルを始めとした容器包装のリユース・デポジット等の循環的な利用に関する研究会」の中間取りまとめ(平成 20 年 7 月)を踏まえ、デポジット制を利用したリターナブルペットボトル(ミネラルウォーター1.5 リットル)の販売・回収・洗浄に係る実証実験を平成 20 年 8 月から行っている。この実験により、消費者の受容性や回収率、小売店の意識、汚損ボトルの除去や、コスト・環境負荷等が検証される予定である。

表 2.3-2 一般廃棄物の 3 R 促進

【ものを大切にするなど県民の意識啓発】

- ・ 県民一人ひとりが、「ものを大切にする」という意識を持ち実践する 3 R の推進を図るため、啓発イベントを開催します。3 R のなかでも、不要なものを購入したり、受け取ったりしないなど、県民が取り組みやすいものから実践するよう働きかけます。
- ・ 啓発メッセージを広く県民から募集することにより、3 R の課題についての県民の理解促進を図るとともに、そのメッセージを活用した広報を展開します。
(略)
- ・ 市町別のごみ処理の概要、「おいしいふくい食べきり運動」の取組み、民間で定期的で開催されているフリーマーケットの開催情報や出店ノウハウなど 3 R に関する情報を、県のホームページで一元的に提供します。

【河川・海岸漂着ごみの発生抑制】

- ・ 平成 19 年度から環境省の「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」が坂井市の海岸で実施されており、その調査状況や処理方法を県民に公表し、情報を共有化します。
- ・ 河川の流域および海岸沿いの住民や環境保全団体が、行政と共働して、漂流・漂着ごみとなりうる廃棄物全体の発生抑制や環境美化に向けた取組みを進めるため、国のモデル調査を踏まえて県の検討会を開催します。



図 2.3-1 農業用水路ごみ調査地点のごみ集積状況

(左：吉田新田サイフォン、右：湯野沢分水工)

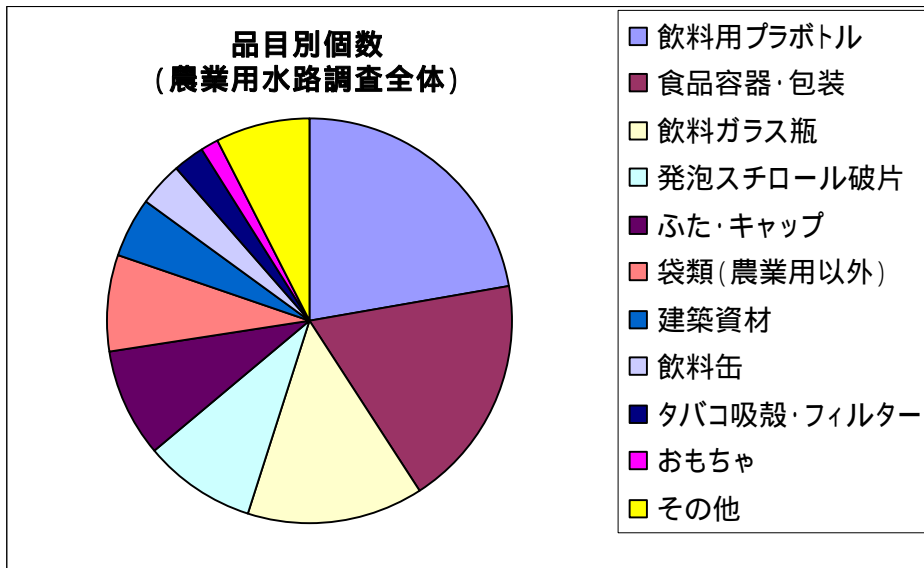


図 2.3-2 農業用水路ごみ構成割合

2.3.2 海外由来の漂流・漂着ゴミに関する取組

海外由来のゴミに関しては、県や市町村による取組には限界があり、国による率先的な取組が不可欠である。国は、関係国との政策対話や、国際枠組みの下での協力等を通して、関係国との共通意識の醸成及び協力体制の構築を引き続き進めていくことが重要である。特に、北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)では、2006年から開始された海洋ゴミプロジェクトが進められており、環境省は本モデル調査の成果等についてNOWPAPを通して各国に発信しており、NOWPAPを通じた協力関係が強化されつつある。さらに、中国語が表記された医療系廃棄物等、海外からの大量の危険な漂着ゴミが確認された場合には、関係国への原因究明・再発防止等の申し入れ等を継続的に行っていく必要がある。

3. 漂流・漂着ゴミ対策の実現に向けて

現地調査、文献調査等で得られた調査結果の解析・評価及び地域検討会における協議を実施した結果、漂流・漂着ゴミ対策のありかたの方向性が示された。漂流・漂着ゴミ対策の大きな柱は、「清掃活動」及び「発生抑制」であり、今後はこれらについて、具体的対策、その実施主体とタイムテーブルを明らかにして、漂流・漂着ゴミ対策の実現に向けて努力することが望まれる。

ここでは、「清掃活動」及び「発生抑制」の具体的対策、実施主体者、実施目標期間についてまとめたロードマップを表3.1に示す。同表の具体的対策は、主に地域住民の視点に立って、海岸で見つけた漂着ゴミに関する行政の窓口や漂着ゴミを回収・処理する体制や支援、さらには発生抑制にむけた取組について、現在考えられる対策の一覧を示した。それらに対して、各主体がすでに取り組んでいることを、これから実施予定の対策をで示した。また、地域検討会で示された意見・総意(大きな異論がなかったものも含む)で「その主体が実施を望まれている」項目を で表した。

今後、福井県坂井市地域における漂流・漂着ゴミの削減に向けて、各主体が表3.1のロードマップに示された対策を着実に実施していくことが望まれる。同時に、関係機関が相互に連携・協働を進めることで、対策の実効性をより高めていくことも重要である。

ロードマップの機能的な運営という点から、各対策の進捗状況の管理を通じて、対策の改定や見直しも必要になると考えられる。福井県坂井市地域においては、福井県が本調査の結果を踏まえて漂流・漂着ゴミに関する検討会を設置・運営する予定であり、また、坂井市は「海ごみ川ゴミプラットフォーム・坂井(仮称)」の設立を準備している。これらの組織がロードマップの進捗管理を担っていくことが期待される。

表 3.1(1) 表 漂流・漂着ゴミ対策を実現するための必要項目と役割分担（案）

		方策	具体例・説明等	行政			民間			期間	
				国	福井県	坂井市	地域住民	NPO等	教 育 研 究 機 関	短期 実施	長期 実施
清掃活動	情報収集と発信	漂着ゴミ問題の窓口の一本化	行政機関による漂着ゴミ問題専用窓口の設置と一般住民へ周知								
		清掃活動情報の収集と発信	一般紙、HP、広報誌等								
		清掃活動成果の集約	漂着ゴミ問題専用窓口への集約								
		漂着ゴミの実態把握調査	海岸における調査(空撮も含む)								
		実態調査のデータ提供	一般紙、HP、広報誌等								
		危険・有害ゴミの漂着状況把握及び提供									
	ゴミの回収	回収作業への職員派遣									
		回収作業員の募集	HP、広報誌、地域無線等								
		回収作業の実施									
		回収作業への参加									
		他の海岸事業・活動への回収活動の組み込み	植林、イベント等								
		回収活動の単位化の呼びかけ(教育機関)	大学、高専、専門学校、高校等								
		危険・有害ゴミの管理者派遣	注射器、信号灯、薬品入りのポリタンク等								
	運搬	ゴミ運搬車両による運搬(委託を含む)	一般廃棄物								
		委託業者による運搬	処理困難物								
		参加者による運搬	自己運搬								
	処分	一般廃棄物	費用負担の役割								
		処理困難物	費用負担の役割								
		適正処理の助言・指導									
		適正処理に向けた協力	(民間を対象)								
		野焼きの管理もしくは実施									

：実施中、 ：実施予定・実施検討中、 ：実施を望む

短期：すぐに実施可能、長期：今すぐはできないが長期的に実施可能

表 3.1(2) 漂流・漂着ゴミ対策を実現するための必要項目と役割分担(案)

		方策	具体例・説明等	行政			民間			期間	
				国	福井県	坂井市	地域住民	NPO等	教 育 / 究 研 機 関	短期 実施	長期 実施
清掃活動	財政的支援	国の災害補助金制度の周知徹底	災害等廃棄物処理事業補助金、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業 等								
		県から市町村への支援(災害時)	国の補助金の要件を満たさない場合の補助金								
		県から市町村への支援(通常時)	国の補助金の要件を満たさない場合の補助金								
		県・市町村から地域住民、活動団体等への支援	NPO、自治会への支援								
		民間資金・資材の活用	民間企業、団体からの助成金・寄付								
		参加ボランティアへの交通費助成									
	物的支援	活動時の消耗品の提供	ゴミ袋、軍手、飲料等								
		自治体保有の車両・重機等の貸出・提供	オペレータ付								
		チェーンソー等の貸出	オペレータ付								
	精神的支援	継続したボランティア活動に対する表彰	個人や団体への表彰								
		ボランティア参加者の顕彰	広報誌への氏名掲載等								
		回収作業実施時の首長訪問	謝意表明								
	組織作りへの積極的関与	地域ボランティアの緩やかな協働化への働きかけ	NPO、自治会との協働								
		プラットフォーム作りの呼びかけと参加	行政、民間企業、NPO等の参加者が対等な立場の組織作り								
		海岸管理者主導の地域組織の形成	海岸管理者がリーダーシップをとる組織作り								
		関係自治体との連携	他県や内陸の市町村との連携								
		関係団体との連携	他地域の NPO、民間企業との連携								
		関係者との連絡調整	漂着ゴミに関する協議会や検討会の設置								

：実施中、 ：実施予定・実施検討中、 ：実施を望む

短期：すぐに実施可能、長期：今すぐはできないが長期的に実施可能

表 3.1(3) 漂流・漂着ゴミ対策を実現するための必要項目と役割分担（案）

		方策	具体例・説明等	行政			民間			期間	
				国	福井県	坂井市	地域住民	NPO等	教育/研究機関	短期実施	長期実施
発生抑制	広報・啓発	関係国との共通意識の醸成及び協力体制の構築									
		関係国への原因究明・再発防止等の申し入れ等									
		アダプトプログラムの実施、充実、参加									
		広報・啓発(漂着ゴミ問題の周知と発生抑制の呼びかけ)	一般紙、HP、広報誌、TV、イベント、海ゴミアートの作成・展示等								
		環境教育の充実	小・中学校・高校等								
		製造・小売業者を巻き込んだキャンペーン、ワークショップ等の実施									

：実施中、 ：実施予定・実施検討中、 ：実施を望む

短期：すぐに実施可能、長期：今すぐはできないが長期的に実施可能